

衆議院 法務委員会 議 録 第 五 号

平成十六年三月二十三日(火曜日)

午後三時五分開議

出席委員

委員長 柳本 卓治君

理事 塩崎 恭久君

理事 森岡 正宏君

理事 佐々木秀典君

理事 山内おさむ君

理事 小西 理君

理事 佐藤 勉君

理事 中野 清君

理事 保利 耕輔君

理事 水野 賢一君

理事 保岡 興治君

理事 山際大志郎君

理事 枝野 幸男君

理事 鎌田さゆり君

理事 小林千代美君

理事 佐藤 公治君

理事 中井 治君

理事 松野 信夫君

理事 富田 茂之君

下村 博文君

与謝野 馨君

永田 寿康君

漆原 良夫君

左藤 章君

桜井 郁三君

早川 忠孝君

松島みどり君

森山 眞弓君

柳澤 伯夫君

泉 房穂君

加藤 公一君

河村たかし君

小宮山洋子君

辻 恵君

中村 哲治君

上田 勇君

川上 義博君

野沢 太三君

実川 幸夫君

中野 清君

園尾 隆司君

山崎 潮君

吉戒 修一君

井口 直樹君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議 大石 明君
(厚生労働省大臣官房審議 官)

政府参考人
(特許庁総務部長)

政府参考人
(法務委員会専門員

迎 陽一君
横田 猛雄君

委員の異動

三月二十三日

辞任

鎌田さゆり君

中井 治君

同日

辞任

佐藤 公治君

中村 哲治君

補欠選任

中村 哲治君

佐藤 公治君

同日

補欠選任

中井 治君

鎌田さゆり君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

知的財産高等裁判所設置法案(内閣提出第六二
号)

裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出
第六三号)

労働審判法案(内閣提出第六四号)

労働審判法案(内閣提出第六四号)

労働審判法案(内閣提出第六四号)

労働審判法案(内閣提出第六四号)

労働審判法案(内閣提出第六四号)

労働審判法案(内閣提出第六四号)

労働審判法案(内閣提出第六四号)

労働審判法案(内閣提出第六四号)

労働審判法案(内閣提出第六四号)

労働審判法案(内閣提出第六四号)

労働審判法案(内閣提出第六四号)

労働審判法案(内閣提出第六四号)

労働審判法案(内閣提出第六四号)

労働審判法案(内閣提出第六四号)

労働審判法案(内閣提出第六四号)

労働審判法案(内閣提出第六四号)

労働審判法案(内閣提出第六四号)

労働審判法案(内閣提出第六四号)

労働審判法案(内閣提出第六四号)

労働審判法案(内閣提出第六四号)

明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○柳本委員長 次に、お諮りをいたします。
本日、最高裁判所事務総局園尾行政局長から出
席説明の要求がありますので、これを承認するに
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○柳本委員長 これより質疑を行います。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。左藤章君。

○左藤委員 自由民主党の左藤章でございます。
ちよつと風邪を引いておりますので、非常ににお
き苦しいと思っておりますが、お許しを賜りたいと思
います。

労働審判法について質問をさせていただきたい
と思ひます。法務大臣、ひとつお願いを申し上げ
たいと思ひます。

長らく不況で非常にリストラが大きくなった、
そして、景気が一部よくなったといふすけれど
も、やはり失業者が多い、またフリーターも多
い、そういう、経済環境が非常に変わつてまいり
ました。そういう中で、やはり雇用の問題、特に
労働者と事業主との間の個別労働関係紛争が、い
ろいろな資料を見ますと、かなり増加をしており
ます。

このような個別労働関係紛争の解決について
は、その紛争の特性に応じて解決が求められると
ころでありますけれども、以前に司法制度改革審

議会の意見書で、日本の司法の健全な発展のため
には、訴訟の機能を改善するとともに、訴訟と並
ぶ紛争解決の魅力的な選択肢としてADRを充実
発展させることが必要であるともされております。
そこで、今回、司法制度改革推進本部より、い
わゆる個別労働関係紛争の迅速、適正かつ実効的
な解決を図ることを目指して労働審判法案が提出
されたと思ひます。

大臣にお伺いしますのは、今回、労働審判制度
を導入された意義、そして導入することによつて
具体的に労使間にどのようなメリットがあるの
か、お答えをお願い申し上げたいと思ひます。

○野沢国務大臣 委員御指摘のとおり、この社会
経済情勢の変化に伴ひまして、解雇に関する紛争
など、個々の労働者と事業主の間での権利関係を
めぐります個別労働関係に関する民事の紛争が増
加しております。個別労働関係紛争は、継続的な
労働関係について生じまして、労働者の生活や事
業主の事業活動に大きな影響を及ぼすことから、
実情に即した迅速かつ適正な解決が求められると
ころでございます。

そこで、これらの個別労働関係紛争について、
訴訟とは別の新たな紛争解決手続として、労働関
係の専門的な知識経験を有する者が関与しまし
て、調停を試みつつ、当事者間の権利関係を踏ま
えて実情に即した解決に必要な審判を行うものと
する労働審判手続を設けることとしたものでござ
います。

このような労働審判制度の導入によりまして、
個別労働関係紛争の実情に即した迅速、適正かつ
実効的な解決を図ることが、労働者及び事業主の
双方にとって大きなメリットがあるものと考えて
おります。

○左藤委員 そういう労使ともにメリットがある
ということでございます。

明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○柳本委員長 次に、お諮りをいたします。
本日、最高裁判所事務総局園尾行政局長から出
席説明の要求がありますので、これを承認するに
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○柳本委員長 これより質疑を行います。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。左藤章君。

○左藤委員 自由民主党の左藤章でございます。
ちよつと風邪を引いておりますので、非常ににお
き苦しいと思ひますが、お許しを賜りたいと思
ひます。

労働審判法について質問をさせていただきたい
と思ひます。法務大臣、ひとつお願いを申し上げ
たいと思ひます。

長らく不況で非常にリストラが大きくなった、
そして、景気が一部よくなったといふすけれど
も、やはり失業者が多い、またフリーターも多
い、そういう、経済環境が非常に変わつてまいり
ました。そういう中で、やはり雇用の問題、特に
労働者と事業主との間の個別労働関係紛争が、い
ろいろな資料を見ますと、かなり増加をしており
ます。

このような個別労働関係紛争の解決について
は、その紛争の特性に応じて解決が求められると
ころでありますけれども、以前に司法制度改革審

議会の意見書で、日本の司法の健全な発展のため
には、訴訟の機能を改善するとともに、訴訟と並
ぶ紛争解決の魅力的な選択肢としてADRを充実
発展させることが必要であるともされております。
そこで、今回、司法制度改革推進本部より、い
わゆる個別労働関係紛争の迅速、適正かつ実効的
な解決を図ることを目指して労働審判法案が提出
されたと思ひます。

大臣にお伺いしますのは、今回、労働審判制度
を導入された意義、そして導入することによつて
具体的に労使間にどのようなメリットがあるの
か、お答えをお願い申し上げます。

○野沢国務大臣 委員御指摘のとおり、この社会
経済情勢の変化に伴ひまして、解雇に関する紛争
など、個々の労働者と事業主の間での権利関係を
めぐります個別労働関係に関する民事の紛争が増
加しております。個別労働関係紛争は、継続的な
労働関係について生じまして、労働者の生活や事
業主の事業活動に大きな影響を及ぼすことから、
実情に即した迅速かつ適正な解決が求められると
ころでございます。

そこで、これらの個別労働関係紛争について、
訴訟とは別の新たな紛争解決手続として、労働関
係の専門的な知識経験を有する者が関与しまし
て、調停を試みつつ、当事者間の権利関係を踏ま
えて実情に即した解決に必要な審判を行うものと
する労働審判手続を設けることとしたものでござ
います。

このような労働審判制度の導入によりまして、
個別労働関係紛争の実情に即した迅速、適正かつ
実効的な解決を図ることが、労働者及び事業主の
双方にとって大きなメリットがあるものと考えて
おります。

○左藤委員 そういう労使ともにメリットがある
ということでございます。

明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

推進本部の方にお伺いをさせていただきたいと思ひます。

この労働審判制度と労働委員会、また都道府県にある労働局での紛争処理制度との関係はどのように考えていいのですか。

○山崎政府参考人 御指摘のとおり、既に労働関係の問題を扱う機関がございます。

ただいま御指摘の労働委員会でございますけれども、これは労使交渉の調整とかあるいは不当労働行為事件等集団的労働紛争、これを中心に扱っている行政機関であるということでございます。

それから都道府県の労働局でございますけれども、これは個別労働関係紛争についての相談、あっせん等を行っているわけでございますけれども、この手続は比較的軽微な事案を簡易迅速に解決するというものでございまして、事実やあるいは権利関係に争いのある比較的複雑な事件、こういうものに関しては手続的には対応が難しい、こういう特徴を備えております。

これに對しまして、今度、労働審判手続でございますけれども、個別労働関係の民事紛争を対象といたしまして、その事実関係を審理いたしまして、調停が成立しなければ、原則として権利関係を踏まえた労働審判を行うことにしております。それから、労働関係の専門的な知識経験を有する者が評決権を持つて関与すること、それから訴訟手続との連携を図る、こういうような仕組みをとりまして、解雇の事件等比較的複雑なものも含めまして紛争の実効的な解決を図る、こういう役割を果たすというものでございます。

○左藤委員 実は、私の地元で恐縮なんですが、大阪府で、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第二十條に基づいて、大阪府総合労働事務所と大阪府地方労働委員会とが提携して、今おっしゃった調整、あっせんを行う個別労使紛争解決支援システムというのを実は平成十四年度から実行しております。

今の場合にはこういうことに当てはまるのかも知れませんが、ほかの都道府県も同じようなのがあ

るんじゃないか。この辺は現状はどうなっておるんでしょうか。

○山崎政府参考人 ちょっと、所管でございませうので、都道府県全体でどうなっているかというのを詳しく承知はしておりませんが、ただ、これは相当な件数、相談等が出ているというふうに、全国でも十万件を超えるものが出ています。ということでございまして、それなりにそれぞれのいろいろな組織をつくっているものと承知をしております。

○左藤委員 大阪の話でしたら一万一千ぐらい去年あつたという話ですけれども、そういうものも、地方も国も挙げてということになるんだろうと思ひます。

これからしつかりとした、労働審判委員会というものがこれからつくられるわけですが、この委員会のつくり方。一つは、審判官と言われる方、これは裁判所の方というふうな聞いておりますが、また審判員と言われる方、これで合わせて三名ということで行われるわけですが。

審判官と言われる方の選り方、人選の仕方、どういう経験のある方なのか。また審判員と言われる方、これは判事でも何でもありませんから、こういう人たちをどうやって選ぶのか。どういう経験のもとで、ある人をどうやって選ぶのか。その手段といたしまして手続といいますが、また、そういう人たちをどういうぐあいに教育するのか。いろいろの問題が今度出てくるわけでありまして、この辺の答えをひとつお願い申し上げたいと思ひます。

○國尾最高裁判所長官代理者 まず、労働審判官ですが、新しい手続ですので、労働審判事件についてどのような裁判官に担当してもらうかということを検討するということになりますけれども、今までのところの検討状況によりまして、従来から労働事件を担当していた裁判官、これが担当するのが最も適当で、専門的な能力を発揮できるだろうという意見が大勢でございまして、労働審判員につきましては、これは裁判所外か

ら人材を得る、しかも、労使のそれぞれの労働関係に関する専門的な知識経験を経た人の中から選ぶということでございますので、この点についてはなお、裁判所としては、さまざまな方々の御意見に耳を傾けて、専門的な知識、能力を有する点、それから公平な解決を図るという能力がある点、あるいは法律知識などについても素養がある方、そういうような方々について公平な推薦をしていただけるような何らかの仕組みをこれからつくりに上げるということ、これは今、鋭意検討に入っておりますのでございまして。

それから、労働審判員を選んだ場合の研修あるいは専門知識の習得という点でございますけれども、これは、労働審判官と並んで労働審判員二人が加わって三名で合議をするという仕組みでございますので、専門知識のほかに公正な裁判をするだけの能力、資質を身につけなければいけないということでございます。研修についても十分に意を用いなければいけないということで検討しております。

この研修の程度をどの程度に行うのかということにつきましては、どのような資質の方を選任できるかということとの相関関係ということにかかっているわけですが、現在のところ、労使の関係者の御意見を伺いますと、これは新しい、なかなか期待できる制度なので、そのような人材の推薦に協力しようという声も多々聞かれています。選任できるのではないかとこのように期待をしておるところでございます。

そうしますと、その労働審判員に対して、なお裁判手続に関する基本的な知識、それから公平性というような規律に関する研修、このような点を補充的に裁判所の方で、講師あるいはパネルディスカッション方式というように研究をさせていただければ十分な素養を身につけることができるのではないかとこのように考えておるところでございます。また、そのような研修体制の整備について、全国の裁判所ともこれから鋭意協議をして体

制を確立していきたいというように考えております。

○左藤委員 最高裁、本当にわかりやすく御説明をいただきましたけれども、今の中で推薦という言葉がありました。非常に難しい話ですけれども、いろいろな人、この人は労使間よくわかっていようというところで推薦をいたそうというんだらうと思ひますが、公募という考え方もあるんじゃないかな、こういう件についてはいかがなんでしょうか。

○國尾最高裁判所長官代理者 この点は、これから鋭意検討をしていかなければならない大変重要な問題だということに考えております。いろいろな可能性を検討して、最も公正でしかも専門的な知識を持つていける者を確保できる方法は何かということを検討していきたいというふうに思つてはいるわけですが、裁判所の側で、専門知識を持つ者がどの程度いらつするか、そういうようなことに関してやはりその分野で経験のある経営者側、それから労働側の高い知識を持つていける方に助言をいただくということがぜひとも必要です。で、そのような点について推薦というように申し上げましたが、そのようなことも考えながら、いろいろな可能性について今後検討していきたいというふうに考えております。

○左藤委員 そうなりますと、推薦をされて、本人が承諾をして審判員になりますということになりますけれども、一つは、審判員になつた場合の任期、期間ですね、それから、失礼な話ですが、報酬の問題、この辺は、最高裁、どのように考えておられますか。

○國尾最高裁判所長官代理者 いずれも重要な検討点でございまして、任期につきましては、他の委員、非常勤の委員、調停委員あるいは専門委員については任期二年というように定めてございまして、そのようなことを参考にしながら、恐らくそれに準じたような任期を定めて、定期的にその人に審判員を続けていただけるかどうかということについて見直しをしながらお願いをしていくとい

うようなことになっていくだろうというように考
えておるところでございます。

それから、手当につきましては、これは、調停
委員、専門委員というように非常勤職員として手
当を支給してある、そのような仕組みがございま
すけれども、この労働審判員というものは全く新し
い制度で、非訟手続ではございますが、裁判手続
に直接関与するという点、しかも、裁判官と二
名の審判員とが合議をして裁判を行うということ
であることから、この手当についてもしっかりと
確保すること、これから予算要求の作業
などに入っていく、そういう検討をしていかなけ
ればいけないというように思っております。

○左藤委員 推進本部にちよつとお伺いしたいん
ですが、今のお話で、審判員の問題、いろいろ任
期とか報酬の問題ありましたけれども、実は、そ
こによって審判員がいろいろ知るわけですね。裁
判員制度の問題とも同じようになるのですが、一
つ、個人の秘密情報の問題はどうなるのか。

それから、こういう審判員制度ができましたよ
という、一般国民、労使間問わず、幅広くこれは
啓蒙しなきゃならないと思いますが、これについ
てどのような手当てをお考えになつていらっしゃる
でしょうか。

○山崎政府参考人 まず、秘密の点でございま
すけれども、審判員につきまして、これは評議の秘
密を遵守しなければならないという条文が十二条
の二項に置かれております。これに關しまして罰
則も置かれておまして、これが三十三条と三十
四条でございまして、まず、評議の秘密に
關してこれを犯した者という場合については罰金
刑が定められております。それから、職務上知り
得た人の秘密、これを漏らした場合は、この場合に
は一年以下の懲役刑と罰金の選択ということで、
これが設けられているというところでございます。

これは、類似のものといまして、民事調停
法、家事調停がございまして、この関係
でも同様な規定が置かれてあるということになり
ます。それとバランスを合わせているということ

でございます。

それから、御指摘の周知徹底の問題でございま
す。これは、せっかくいい制度をつくるわけでご
ざいまして、大いに利用していただかなければ
ならないということでございます。

私もどなたもいたしまして、この法律の趣旨、それ
から、それ以外にどういう具体的な問題点がいろ
いろ起こるか、こゝろ辺もわかりやすく、それが
どういう場合に利用が一番可能なのかとか、そう
いう点についてはさまざまな広報を通じて周知を
していきたいと思ひます。また、いろいろ書物
等でも紹介をしていくという形で、政府とまた最
高裁判所の方と、あわせていろいろ周知の方法を
考えていきたいというふうに思ひます。

○左藤委員 周知徹底をして、できるだけ多くの
方にこれを利用していただきたい、このように思
ひますけれども、いざ紛争が発生した、申し立て
を地方裁判所に一応出すわけでありまして、これ
も、この法案の中に、第一条の目的規定は、「紛
争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を
図ることを目的とする。」と書いてあるんですけ
れども、これですと、受け付けられてから三回ぐ
らいて調停をしてやる、そういうことになつていま
す。

三回という調停はあるんですが、月日はどのぐ
らいをめどにしてお考えになつていらっしゃるの
か。また、そういう場合、三回で解決しようとする
かなりの準備というものも必要じゃないかな。一
回目を始める前から大変だろうと思ひます。この
準備手続についてはどうなつていのか、お願ひ
を申し上げたいと思ひます。

○國尾最高裁判所長官代理者 この労働審判の審
理の方法につきましては、ただいまの御質問のと
おり、三回以内に原則として結論を出すという
目標を持つておりますところからしても、迅速な
手続ということが大変必要だということに考へて
おります。迅速な手続のほかに、三回の期日でも
張りのある事情聴取をする、それから証拠調べ
をするということも大変必要で、その中で充実に

た審理をしていくということも必要だというよう
に考へております。

そのために、労使の専門家に入つていただいで
おりまして、この点についてはどこがポイントだ
ということについて十分裁判官の側も助言を得ら
れるというように考へておりますので、三回の期
日の中で、まず最初の期日には双方が集まつても
らつて最終の審理の計画を立てる、例えば、第二
回期日には証拠調べを徹底して行つ、第三回目
の期日には裁判を行うというように、そういう手
続がございまして、そのようなことを当事者と
協議しながら手続を迅速に進めていくというこ
とを考へておるところでございます。

そういう意味で、期日期日においてきちんと準
備をするということに最善を尽くすというよう
なことを方針として今後研究をしていつて、迅速
かつ充実な手続を実現していきたいというように考
えておりますので、今後、各裁判所の間で大いに
研究をしていただくという場を最高裁としても提
供していただけるように努力をしていきたいと思つ
ております。

○左藤委員 よくわかりましたけれども、アバウ
ト何カ月ぐらいい、ちよつと済みません、事案に
よつて違ふことは十分承知しておるんですが、大
体めどというものがやはりある程度必要じゃない
かと思ひますので、よろしくお願ひします。

○國尾最高裁判所長官代理者 その点について申
し落としておりましたが、現在、期日の準備とい
たしましては、一カ月強で次の期日を準備する
というような、かなり定着したそのような進行方
法がございまして、それが比喩として、当事者が
お急ぐということ、双方がそれで、証拠につい
てあるいは弁論をすることについて支障がない
ということであれば、一カ月ごとに三回開くとい
うよりもさらに速く進めるといふ可能性もあり
ますし、それから、証拠の準備に、例えば第二回期
日には少し長くつてほしいという要望が出る場合
もあります。そういう場合には、例えば次までの
期日の間に二カ月をとるといふような、そのよう

な審理方法も考えられるというふうに思ひます
が、おおむねのところ、一カ月強ぐらいの間隔で
三回の期日を持つてそれで結論が出るかどうか、
これはかなり難しい課題だということもござ
いまして、当事者の御協力も得ながら、そ
ういう迅速な審理ができないものかということ
を研究しておるところでございます。

○左藤委員 ちよつと質問しなかつたので、今
おつしやつたので、続けて事務局の方にちよつ
とお伺ひします。

この一条なんです、労働審判手続において
は、「調停の成立による解決の見込みがある場合
にはこれを試み、その解決に至らない場合には、
労働審判」云々を行うとされております。

そこで、労働審判が行われることによりどのよ
うに紛争の実効的な解決につながるのか、お伺
いをさせていただきますと思ひます。

○山崎政府参考人 まず、事案の事実関係、これ
を聴取いたしまして、それで法的なポイントにつ
いて整理をいたしまして、話し合いが可能であ
れば調停を行うわけでございます。ここで調停が成
立いたしますと、その調停については執行力を持
つことになりまして、和解と同一の効力を持つとい
うことになりますので、後々何かあった場合でも
強制執行が可能になるというような効力が伴う
ということでございます。

仮にそれで調停ができないときでも、一応、権
利関係に基礎を置きながら、具体的な事案とし
て、実情に即してどういふ解決案が一番いいか
ということを決断する方の方で考へていただきま
す。それで解決案を示すということになります。こ
で確定すれば、異議が出なければ、やはり同じ
ように執行力を持ったそのものになるわけでご
ざいます。

仮にこれがうまくいかないといった場合で、異
議が出たという場合でも、そのまま訴訟の方に
移行していくということ、訴訟との
橋渡しも行つていく、こういうことでございま
すので、これを御利用いただいて、解決、早くでき

るものはいまだ、どうしてもできないものは裁判に行っていた、それから、最初から大変難しい、長期にかかるだろうという事件につきましては、あるいはこの手続ではなくて最初から訴訟で解決をしていただく、そういうようないろいろな選択肢を広げたということでございます。

○左藤委員 よくわかりましたので、もうこれで質問の本身はなくなりましたが、そういうものもろのお話を聞くと、準備をするのに二年近くかかるのはやむを得ないかと思えますけれども、改めて、山崎さん、済みませんが、二年かけてきちつとやっていただけるのかどうか、確認をさせていただきますか。

○山崎政府参考人 二年の期間をちようだいしたんですが、これはやはり、先ほどから最高裁の方でも御答弁ございますけれども、もう少し細かい手続を最高裁規則で置かなければならないという問題が一つございます。そのみならず、労働審判員の確保ということ、これがまず一番のキーポイントだろうと思えます。これを全国的に確保しなければならぬということでございますので、このための準備期間はそれなりにかかるだろう。それから、確保しても、その研修とか、その辺のところにも時間を費やさざるを得ないだろう。それから、周知徹底でございますね。

○山崎政府参考人 二年の期間をちようだいしたんですが、これはやはり、先ほどから最高裁の方でも御答弁ございますけれども、もう少し細かい手続を最高裁規則で置かなければならないという問題が一つございます。そのみならず、労働審判員の確保ということ、これがまず一番のキーポイントだろうと思えます。これを全国的に確保しなければならぬということでございますので、このための準備期間はそれなりにかかるだろう。それから、確保しても、その研修とか、その辺のところにも時間を費やさざるを得ないだろう。それから、周知徹底でございますね。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

○山崎政府参考人 たいま御指摘がされました法案について、国会に提出されているということは承知しております。

迅速、適正かつ実効性のある解決が図られなければならない、こう思っております。

そこで、厚生労働省にお尋ねしたいんですが、このような要請にこたえるために、平成十三年に、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律、この法律が成立しておりますけれども、平成十四年度の法律の施行状況について尋ねます。

○井口政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの個別労働紛争解決制度の実績につきましては、平成十四年度、まだ立ち上がりつつある間もないものですが、一年間でございすが、その実績を見ますと、労働に関しますあらゆる相談を含む総合労働相談件数は六十二万五千五百七十七件、そのうち、労働関係法上の違反を伴わない、いわゆる民事上の個別労働紛争相談件数につきましては十萬三千九百九十四件、また、助言指導し出受け付け件数は二萬三千三百三十二件、それから、あつせん申請受理件数は三萬三千三十六件、こういうふうになってございます。

○漆原委員 厚生労働省が発表した平成十四年度個別労働紛争解決制度施行状況、これを見ますと、助言指導、あつせんの申請は非常に解雇が多いいんです。助言指導の申し出で解雇は三六・四％、それから、あつせんの申請でも解雇が四六％と非常に多くなっているわけなんです。今申されました助言指導の手続を終了した件数というのは二萬二千四百四十四件ある。助言を実施したのが千六百四十一、指導実施が九十、打ち切ったのが百二十九、こうなっておりますが、助言を実施、指導を実施した中で助言指導の効果については統計をとっていますか。効果があつたのかないのかという点についてはどうですか。

○井口政府参考人 まことに申しわけないんですが、効果があつたものがどの程度あるかということまでの数字がございません。

○漆原委員 そうですか。

この助言指導の中で、打ち切ったのが百二十九件とありますが、この打ち切った理由はどんな理由なんでしょうか。

○井口政府参考人 申し出があつたにもかかわらず助言指導まで至らなかったものでございすけれども、例えば、解雇が不当であるというので撤回を求めて、そのための助言指導をしてほしいという申し出があつたケースにつきまして、例えば本人の申し出を調べてみますと、実際には申し出人に遅刻とか無断欠勤が相当に上るといような事例が見つかったようなケースが大変非常に多いといふふうに承知しております。

そのほかに、申し出に係ります事案が例えば労働組合と事業主との間で問題として既に取り上げられておりまして、両者の間で解決に向けた取り組みが行われているといふような事実がありまして、場合にも、先ほど言ったような形に至らないといふようなことでございます。

○漆原委員 このあつせんの実施状況についてお尋ねしますが、あつせんの手続を終了した件数が二萬八千八百八十二件、当事者の合意の成立が千八百六十六件、それから打ち切りが千三百八十八件、こうなっておりますわけなんです。あつせんの打ち切りのパーセンテージは四八・二％になっているわけですね。五〇％近くがあつせんが不成立、こうなっておりますが、この不成立の理由は何か、そしてまた、どのような場合にあつせんが打ち切られるようになるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○井口政府参考人 御指摘のとおり、平成十四年度中であつせんの手続を終了いたしました二千八百八十二件のうち、約五割、四八・一％に当たります千三百八十八件が打ち切りになったわけでございます。

その理由をいたしましては、まず第一に、あつせんを開始する旨の通知を受けました被申請人、これは通常は事業主に当たりますけれども、これがあつせんの手続に参加する意思がないといふようなことで、あつせんに参加できなかったことが主な理由になってございます。

このほかに、あつせんが打ち切りになりました理由としては、あつせん委員から提示されま

したあつせん案につきまして紛争当事者の一方または双方が受諾をしないというようなとき、あるいは、紛争当事者の一方または双方があつせんの打ち切りを申し出たときがここに当たる理由でございます。

○漆原委員 相談を受け付けた件数が十万三千百九十四件、こうありますね。そして、助言指導、あつせんの件数を合わせますと五千三百六十八件、こうなっておりますが、この数は、平成十四年度の全地方裁判所における労働関係民事通常訴訟事件の新受件数二千三百二十一件の倍ぐらいいなっているわけですね。

そういう意味では、この制度、国民の期待というのは非常に大きいものだ、また、労働紛争の解決に非常に大きな貢献をしていると私は思っております。

そこで、この制度を支える人的、物的施設の概要について、どんなふうになっているのか、お尋ねします。

○井口政府参考人 お尋ねの個別労働紛争解決制度につきましては、現在、全国の主な労働基準監督署あるいは都道府県労働局及び主要都市の利便性の高い駅周辺のビル等に約三百力所の総合労働相談コーナーを設置いたしまして、そこで、総合労働相談員を配置しております、労働に関するあらゆる相談に応じ、情報提供等を行っております。

また、これと並行いたしまして、全国の都道府県労働局総務部には労働紛争調整官を配置いたしまして、必要な助言指導等に係る業務のほか、あつせん申請の受理等の業務を行っております。

さらに、各都道府県労働局には紛争調整委員会が設置されております、そこで、弁護士や大学教授等の学識経験者の中から厚生労働大臣によって任命されました委員が必要なあつせん等の業務についております。

○漆原委員 社会の要望に応じて、この制度に対する期待はますます大きくなってくると思うんですが、

すね。そういう意味ではぜひとも頑張ってもらいたいということをお願いして、退席していただいで結構でございます。ありがとうございます。

そこで、このような個別労働紛争を解決する制度に加えて新たにこの労働審判制度を導入する趣旨と目的をお尋ねします。

○山崎政府参考人 たいま厚生労働省の方からも報告がございましたけれども、その手続で解決するものもございしますが、解決に至らないものも相当あるという実態でございます。

では、こういう方々がいきなり裁判に行くかという問題になりますけれども、これはなかなか、裁判というのは覚悟が要るわけでございます。時間もかかる、お金もかかるということになります。そうすると、そういうような不満が残った状態で、結局何も解決がされないという状態が続いてしまふ、これは社会的にいいことではないというところでございます。そういう個別紛争が次々に最近ふえていくという実態にございます。

そこで、やはり労働者の家族の生活に重大な影響を及ぼす、そういうおそれのある紛争でございますので、その迅速な解決が必要であるということになります。それと、継続的な関係であるということから、やはり実情に配慮した柔軟な解決が望ましいという形になるわけでございます。

そこで、当事者間の権利関係を踏まえつつ、事実の真相に即して、納得に基づいた解決を簡易迅速に図ることができるよう、労働関係の専門的な知識経験を有する者が関与する新たな手続というものをご設けたということでございます。

○漆原委員 厚生労働省のこの制度も、基本的には労使の合意を前提としております。したがって、一方の当事者が出てこないとか不誠実な対応だとか、あるいは利害が一致しない、この場合にも解決が不成立、こうなりますね。

しかし、この労働審判制度も、審判に対して異議の申し立てがあれば審判は効力を失うわけでございますから通常訴訟に移行されるのであって、その意味では、やはり紛争解決のためには、基本

的には労使の合意が前提となっているというふうに言ってもいいと思います。

そこで、異議があれば通常訴訟に行つてしまふ、こういうふうな制度設計で迅速、適正かつ実効的な解決が期待できるのかどうか、この辺をお尋ねしたいと思ひます。

○山崎政府参考人 これにつきましては、まず、非常に短い、大体三回以内の期日で、権利関係に基づいて最終的な解決案を示すというところでございします。その解決案は、法律に基礎を置きながら、実情に基づいたもので行ふというところでございします。

この内容に關しまして、いい解決案が示されれば当事者は調停にも応じるでしょうし、それから最終的には、判断を下されれば従つていくことになるのではないかと。そういうことになれば、それは早く解決するわけでございますし、その履行の確保も、一応その調書に執行力が付与されるわけでございますので、そういう関係では確実なものになるというところでございます。

仮にここで解決がしないというような場合でも、訴訟へ移行するというところで早く解決を促進していく、こういうものでございしますので、私は、利用の仕方によつては十分機能していくものというふうな考えをしております。

○漆原委員 この労働審判制度の導入に当たつては、弁護士会とか労働界の方から労働審判制ということの導入が提唱されたという聞いておりますが、労働審判制度と労働参審制の違いはどうか、今回、労働審判制度を導入した理由は何か、お尋ねします。

○山崎政府参考人 確かに、労働参審制、これについても、私どもの検討会の方で議論はいたしました。ただ、これにつきましてはさまざまな考え方もございまして、私どもの検討会では、おおむね、裁判所の訴訟手続の中に労使が参加する制度という大きなくりで議論がされてきたわけでございます。

これに對しまして、労働審判制度は、司法事件

手続の中で、労働関係に関する専門的な知識経験を有する者が関与する制度でございますし、権利関係に基礎は置きますけれども、その事案に即した解決をするという点で違いがあるというところでございます。訴訟になれば権利義務関係そのもので判断せざるを得ないということになりますけれども、そこが違つてくるという手続上の違いでございます。

では、なぜこういう制度になったかということでございますけれども、労働参審の関係でございますけれども、我が国には、労使が裁判に關与するという実績がないため、事実認定や法令の適用に關しまして専門的な訓練を積んでいる者がなかなかいないという状況にございまして、そういう状況の中で適切な判断が行われるかという点について、大きく意見が分かれた。そういう関係から、これを導入することについては大方の意見の一致を見ることができなかったという現状でございます。

この問題はまた、労働事件のみならず、民事訴訟一般における専門的な知識経験の導入のあり方、こういう点とも密接に関連をするわけでございます。そういう意味では、極めて大きな視点からの検討が必要であるということになるかと思ひます。

こういう中で、この労働審判制度の運用の状況を見ながら将来的な課題とさせていたいただいでございます。

○漆原委員 労働審判委員会、これは裁判官の中から指名される一人の労働審判官と、労働関係に関する専門的な知識経験を有する者のうちから任命される二名の労働審判員によって構成されるわけなんです、この審判委員会というのは地方裁判所の本庁だけではなくて支部にも設けられるのかどうか、お尋ねします。

○國尾最高裁判所長官代理者 労働審判事件をどのように運用するかということに關しましては、労働審判員に人を得るかどうかに關することが大変重要なかぎになつてくるというふうに考えておる

ところでございます。

この点に關しまして、政府の司法制度改革推進本部に置かれた労働検討会におきましては、そのような人材の確保という点に、かんがみますと、当面、地方裁判所の本庁において実施するというのがよいのではないかと、このように議論がされてきたと承知をしております。

裁判所といたしまして、この制度は、民間の労働の専門家の意見を労働審判という決定手続の中に反映させるということを目的といたしまして新しい手続でございますので、適切な労働審判員を確保して、しっかりとした労働審判制度の運用をしていきたいというように考えておりますので、この労働検討会での議論も踏まえまして、まず地方裁判所の本庁において労働審判制度を実施いたしまして、労働審判員の確保の状況や労働審判手続の状況を見きわめてまいりたいというように考えておるところでございます。

○漆原委員 私、の地元佐渡島があるんだけれども、支部がありますね。佐渡でこの申し立てをしたいという場合に、佐渡に労働審判委員会が開けない、そうすると、その申立人は船に乗って新潟市の本庁まで来なきゃいけない、こうなるんじゃないか。私は、これは労働者にとってみれば、まことに不都合なことだろうなというふうに思っています。

仮に本庁に置いても構わないんだけれども、その場合に、審判員が佐渡に行くというふうな柔軟な対応もできないのかなというふうに思っています。この辺はどうでしょう。

○國尾最高裁判所長官代理者 どの範囲で労働審判を実施するかということ自体につきまして、今後の検討課題になるというように考えておりますが、この労働審判制度、私どもも、今後の運用次第によつては大変大きな可能性を秘めておるというように考えるものですから、しっかりとした手続をまず成功させるというところに重点を置きたいというふうに現在のところは考えておるわけでございます。さまざまな意見を伺いまして、今後

の検討について十分に研究を重ねていきたいというように思っております。

○漆原委員 審判員の任命要件であります、労働関係に関する専門的な知識経験を有する者、どのような人を考えているのか。学者、弁護士、社会保険労務士などの活用については、いかがにお考えなんでしょうか。

○山崎政府参考人 抽象的に言えば、労働者または使用者の立場で実際に個別労働紛争の処理等に携わった経験があつて、そうした中で労働関係についての実情とか慣行とかあるいは制度の知識、こういう点について身につけた関係者ということになるかと思ひます。

ただいま御指摘の、学者、弁護士あるいは社会保険労務士という事例が出されたと思ひますけれども、これらのものにつきましても、制度上、労働審判員から除外されるということにはなつておりませんが、具体的な点につきましては、その経験等を通じて個別労働関係紛争に役に立つような専門的な知識経験を有するか否かという点、こういう観点から最終的には判断がされるということになるかと思ひます。

○漆原委員 今、最も頭の中にある、こんなのがいいな、こんな人がいいなというふうに、労働関係はこういう人、使用者関係はこういう人、こういう、頭の中に何かあります。それとも真つさらで、今私が申し上げた学者とか弁護士とか社会保険労務士まで含めた、真つさらな中で考えていくのか、いや、原則こんな考えだなというのがあるのかどうか、いかがでしょうか。

○山崎政府参考人 特にこういう場合ということではございせんけれども、やはり紛争の実務、こういうことについて、その処理について経験があるということがまず第一で、かつ実情、労働界それから労使慣行、こういうことによくたけている方ということでございまして、別に弁護士とか学者等ではなくて、その実務をやっている方、こういう方も当然対象になつていくということでございます。

○漆原委員 「労働審判委員会における労働審判員の構成について適正を確保するように配慮しなければならぬ。」というふうな条文が規定しておりますが、具体的にはどんなことを考えて、適正確保にどんな配慮をするのか、お尋ねします。

○山崎政府参考人 ここで、中立かつ適正な立場でということでございますけれども、これは、例えば労使の実務にたけている方がおられるということで、労働界あるいは使用者側、そこから選ばれたといたしまして、裁判をやる以上は、出身母体はあつても中立かつ公正な判断をしなければならぬということでございます。やはり利益代表ではないということも前提に置いているわけでございます。

○漆原委員 労働審判員の職務権限ですけれども、条文では、「労働審判委員会が行う労働審判手続に關与し」、「労働審判事件を処理するために必要な職務を行う。」というふうな条文になつていんですが、審判員の職務権限は具体的にどんなことなのか。

これは、基本的には審判官と同じと考えていいのかどうか。審判官のやる任務の中には、証拠調べ、事実認定、それから法律解釈、法的判断が含まれるわけなんです。委員会の決議は過半数をもつて行う、こうなつております。したがつて、法律判断も含めて審判官と同じ権限を持つというふうに解釈していいのかどうか、お尋ねします。

〔委員長退席、塩崎委員長代理着席〕

○山崎政府参考人 基本的には審判官と同一の権限でございます。

ただ、法律の規定がございまして、審判員には権限がないものもございまして。例えば、十三条で手続の指揮というものがございまして、これは審判官で行うということでございまして。それから、期日の指定、呼び出し、これは十四条でございまして、こういう手続的なものについては審判官の権限となつておりますが、そういうふうな特定してないものについてはすべて権限を持つ

というところでございまして、証拠調べあるいは事実認定、法律解釈、こういうものを含めて一緒にやるということでございます。

○漆原委員 私は、この労働審判制度の成否というのは、優秀な労働審判員が十分に確保できるかどうか、これにかかっていると思ひます。その意味では、国は、単に審判員を採出すという観点ではなくて、優秀な労働審判員を育成していく、こういう観点がぜひとも必要だと思ひます。

ましてや、今局長おっしゃつたように、法律判断まで審判官と同一な権限を持つて処理することができるようですから、相当な法律知識と研修が必要だということに思ひますが、審判員の育成についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○國尾最高裁判所長官代理者 審判員の育成という点も大変重要であるというように私どもも認識しております。

まずは、私どもとしましては、優秀な審判員の確保、専門的な知識経験を有して、しかも紛争解決の場面で公正に行動ができるというふうなレベルの高い審判員の確保ということにつきまして、いろいろ知恵をかりたいながら、裁判所の運用がレベルが高いものになるように努力をしていきたいというふうに思ひますが、それにしまして、やはり裁判という特別な手続についてきちんとした知識それから見識を持つていただくということはぜひとも必要でございますので、これも並行して検討していくという手順を考えております。

まず、労働審判手続の流れがどうか、それから審判員としての職務を遂行する上での公平性を中心とした心得、それから非常勤の国家公務員としての服務規律というふうなことに、具体的に行いたいというふうに考えております。具体的な研修計画などにつきましては、なお、施行までに、この審判員の任命手続ということとあわせて研究をしていきたいというふうに思ひます。

○漆原委員 三回の期日で事件を終了させるというふうになっておりますが、争点整理、証拠調べの実施、調停の試み、これを含めて三回で終わらせるということは非常にハードな作業だと思えます。特に、審判については主文のほかに理由を書かなきゃならない。そういう意味では、先ほど最高裁言っておられたけれども、審理の充実というのも要求されるわけですね。それを全部三回でやるというのは非常にハードな要求だと思っております。

こう考えますと、私は、ある意味では、期日外の準備手続の実施だとか、あるいは証拠資料を事前に全部開示すべしとかということとか、あるいは証拠調べも、申立人、相手方、一遍に調べるとか、相当これは準備をして工夫をしないと、三回ではとても無理だなというふうに思っております。ですが、最高裁、特段の考えはあります。

○園尾最高裁判所長官代理者 私どもも、まさにそのとおりであるというように考えております。証拠についてきちんと事前に開示し合う慣行、それから集中的な証拠調べができるような、そのような証拠調べの体制、そのような簡にして要を得た審理手続というのがぜひとも必要で、これから大いに研究をしていきたいというふうに思っております。

期日外の準備の手続となりますと、これは審判員の方々の出席ということの確保がどの程度できるかというような問題もありますので、できる限り充実した期日を運営していくという方向で研究を重ねていきたいというふうに思っております。

○漆原委員 最後の質問であります。リストラをされて収入源を失った労働者にとって、弁護士を払うというのは物すごく負担になるわけですね。そういう意味では、民事法律扶助法の対象として十分な弁護をできるような体制を整えるべきだと思っております。法律扶助の適用になるかどうか、お尋ねします。

○吉戒政府参考人 お答え申し上げます。

労働審判手続、これは新しい手続でございますが、これは民事法律扶助法の二条に言います「裁判所における民事事件」に該当するというふうに解されます。したがって、リストラされた労働者の方につきましては、資力要件は整いますし、また、その後勝訴の見込みがないとは言えないことという要件も恐らくあると思えますので、法律扶助の対象になるというふうに考えます。

○漆原委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○塩崎委員長代理 辻恵君。

○辻委員 民主党・無所属クラブの辻恵でございます。私は、三月十九日に、知的財産高等裁判所設置法案及び裁判所法等の一部を改正する法律案について御質問いたしました。法案の規定の中から読み取れるさまざまな問題点について、いろいろ疑問を提示しました。一応のお答えはいただいたんですが、なお払拭できない疑問等も多々あります。問題は、やはり今後の運用の実務面で、どのような方向性、どのような姿勢をもってこれを運用していくかというところか、その辺がより重要な点なのかというふうに考えます。

きょうは、幾つかの問題のうち、五点について、具体的にどのように運用していく姿勢をお持ちなのかについてただしていきたいというふうに考えます。

まず一点目なのですが、私の問題意識としては、知財訴訟において、裁判所調査官がどのような役割を果たすのか。

指摘するところによれば、最終的に報告書を裁判官のもとに出して、それに基づいて裁判官が同じ判決を出してしまう、そのような例もあるやに聞いているわけでありまして、そういう意味におきまして、法文上は、裁判官が必要を認めたときに裁判所調査官を登用するというふうになっておりますけれども、裁判官が、その特許訴訟の審理を、本主に主導権を持つて訴訟指揮権を最初から最後まで発動できるのかどうか、この点について

具体的にどのような保障なり担保なりがあるのか、という姿勢で臨もうとされているのか、この点について伺いたいと思えます。

○園尾最高裁判所長官代理者 この点につきましては、実務の裁判官も研究を重ねておるという点でございますけれども、裁判官が、争点に関与していかるとかみ砕いて、どの点について補助を得るのかという点について、みずからしっかりとした認識を持つて手続を進めていく、そういうことが必要であるという認識を持ちながら、今研究を続けておるところでございます。

この点につきましては、最高裁判所としましては、この裁判官の専門的な訴訟指揮について、きちんとその権限の行使ができるように、研修その他の研究を重ねていく、それだけの能力を備えていく人材を多数確保していきたいというふうに考えておるところでございます。

現在も、研修体制につきましては、司法研修所において特別な研修コースを設ける、あるいは、国際的な論議が多々ございますので、海外の留学による研究、あるいは世界的に著名なドイツのマックス・プランク研究所あるいはアメリカのロースキールの知的財産セミナーに裁判官を派遣するといったような研修も行ってきておるところでございます。

今後、そのような専門的な技法あるいは国際的な感覚を身につけて、主体的に訴訟を進行していくというような能力が涵養できるような体制をつくるように、鋭意努力をしていきたいというふうに思っております。

○辻委員 例えば、民事訴訟法の九十二条の八の第一号で、「訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを発し、又は立証を促すこと」というのがあります。立証を促すということになると、具体的な審理をどのように進めていくのかということについて、かなり主導的に争点を設定して問題点を明らかにし、どのように審理を進めていくのか、そう

いう意味を持つてくると思うんですが、この「立証を促すこと」ということについては、これは、事前に裁判所と調査官がきちっと確認をして、裁判所の指示を仰いで臨む、そういうことを運用としてはお考えなんでしょうか。

○園尾最高裁判所長官代理者 まさにそのとおりで、裁判所の指揮の範囲内において行動してもらうということでございますが、特に専門的な事項に関し、補助を得ながら、立証活動について促してもらおうというようなことが適当だという場合には、直接やってもらうというようなことも考えられるところだということでございます。

○辻委員 技術は日進月歩で、特許訴訟、いろいろ複雑な、また非常に先端的な技術の問題があつて、裁判官も、なかなか最高水準の知識を常に身につけるというのは難しい。

そういう意味において、専門性を持った方、調査官とか、さらに言えば専門委員を登用していくということが必要だと思えますけれども、しかし、それは司法裁判所の行う訴訟であるということをやはりわきまえていただいて、そのことが裁判所の訴訟指揮下で進めることができるように、裁判官の研修をさらに進めていくべきだと思います。そして、私が疑問を提示している、行政官が仕切ってしまうのではないかとというようなこと、うに定めていただきたい。

この点、確認させていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○園尾最高裁判所長官代理者 御指摘の点、しっかりと受けとめて、さらに研究をしていきたいというふうに思っております。

○辻委員 では、次の点に進みます。次には、裁判所の調査官が、地位と権限を明文化されて、いろいろ質問を発したり意見を述べたりするということが民事訴訟法九十二条の八で規定されているわけでありまして、審理を進めるといふのは、裁判官がいて、そして調査官、場合によっては専門委員が参加して、しかし、訴

訟を持ち込むのは当事者なわけでありませう。だから、当事者にとって何が争点であり、どのような問題点があるのか、そして、裁判所調査官がどういう意見を持って、何をどう整理しようとしているのかということがわからないと、主張立証活動を十分に効果的に行うことができないということが言えると思うんですね。

そういう意味において、裁判所調査官の考えていること、そういう点について当事者の側からただしていく、それを理解することができ、掌握することができるといって、どのような運営の指針なりをお考えになつておられるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○國尾最高裁判所長官代理者 今回の法改正でも、裁判所調査官が期日においてどのような行為をするかというようなことに関しましては手続的に明らかにされておりましたが、そういう中で、裁判所調査官の行動に関して当事者の主張、意見というものがあつたらば、裁判所としては、それに関して十分に耳を傾けていくということ、これは当然のことと考えております。今回の法改正をきっかけとしてもさらに徹底がされるであろうというように考えておるところでございます。

私ども、知的財産権訴訟は専門性の極めて高い訴訟だということに認識しておりますので、専門的な知識経験を有する裁判所調査官や専門委員の補助を受けるという必要性は高いというように考えておりますが、民事訴訟事件の審理において何よりも重要なことは、まず、裁判官が当事者の主張と意見に耳を傾ける、争点についての当事者の主張について十分な理解を持つということであるというように考えております。これは知的財産権訴訟につきましても全く変わらないというように考えておりますので、このような基本が訴訟の中で発現できるように、私どもも、事務当局としてできるだけのことをやっていきたいというように考えております。

○辻委員 今回の法案を提出するに当たって、知

的財産訴訟検討会で議論が二十回ぐらいにわたつて積み重ねられておられると思うんですが、特許訴訟において、裁判所調査官の役割について、どのような意見をお持ちなのか等につきまして、当事者の側でいろいろそれを知ることのできる機会が保障されなければいけない等の点については議論がされておられるでしょうか。その点はいかがですか。

○山崎政府参考人 この点につきましては、私どもの検討会で意見を交わしました。ほとんどの方、全員が意見一致したところを申し上げますけれども、裁判所の運用において、裁判所調査官が当事者に対して釈明権を行使するなどの権限を行使する際に、必要に応じて、技術的事項について、みずからの理解、認識を裁判官の面前で当事者に示すことで、裁判所調査官と当事者との間で事件全体についての理解、認識の共通化を図ることが可能である、また、これが必要であるということでございます。

もう少しかみ砕いて言えば、当事者双方において、争点についての前提となる技術的な事項でございますが、こういう点について理解とか認識が異なつておられる場合、裁判所調査官が、原告側の理解、認識と被告側の理解、認識の相違点について当事者双方に指摘をした上で、適宜、双方に釈明を求めるなどいたしまして、認識あるいは理解の共通化を図る、こういうことが期待される、こういう意見で一致したということでございます。

○辻委員 そのような争点について、非常に充実させるために、具体的に明らかにして一致を求めていくということが論議されたことだと思ふんですが、それについて、例えば当事者の側から裁判所調査官に対して、具体的な疑問なり、争点の整理の仕方について、その点はどうなのかと釈明を求めたり質問をしたりすることは可能なんですか。そのように理解されているんでしょうか。

○山崎政府参考人 これは私、可能だと思つております。それは、当事者の方からも、十分納得い

かない言い分が出てきたという場合に、それはどういうことかということを確認することは当然でございますので、お互いにここで議論をしていただく、まずそういうことになろうと思ひます。一方的なものではないということだと思ひます。

○辻委員 裁判所調査官の見解なり、透明性を高めて、何を考えているのかについては質疑応答も十分なされるべきだということが議論され、この法案の提出に当たつて当然それを前提にされているというお話として理解しますけれども、最高裁としては、特許訴訟に臨むに当たつて、そのような理解を尊重するという立場に立つておられるのかどうか、それを具体化するためには何か、どうすべきなのか、考えておられるのかどうか、その点はいかがですか。

○國尾最高裁判所長官代理者 ただいまの御指摘については、私どもも、それが当然であるというように考えておられて、この趣旨がなお徹底されるように、最高裁といたしまして、この立法の経緯や趣旨についての国会での議論、その他の議論について、各裁判所に対して十分な情報提供をして、遺漏のないように努めていきたいというように思つております。

○辻委員 その点はさらに徹底していただきたい。個々の裁判官がそれを理解できるように状況づくりをしていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

三項目に、裁判所調査官として専門委員の選出についての中立性、公平性というものが確保されているのかどうかということだと思ひます。この点については、一番問題なのは、どういふ人をリストアップして委嘱するのか、やはりその選任の手続がきちつと公平になされているのかということが重要だと思ひますが、どのような経過で選任されることになるんでしょうか。

○國尾最高裁判所長官代理者 専門的な補佐を得るといふ、そのような人的な備えとして専門委員それから裁判所調査官というのがございますけれども、専門委員につきましては、これはそれぞれ

の分野の極めて高度な事項に關することだということでございまして、これは各分野の学術団体あるいは研究所というようなところから人材を推薦していただきまして、私どもとしましては、その分野におけるトップクラスの人を推薦していただくということと推薦依頼をしておりまして、そのような推薦に応じていただいております。この四月には百人余りの規模の人材を選任するというところでございしますが、さらに公平性を確保するというために、この専門委員につきましては非常勤の職員であるという特質がございまして、事件ごとに、専門委員の了承を得た専門委員の経歴、それからその専門委員の得意分野、そのようなことについて情報を開示いたしまして、双方当事者の意見を持つというような体制をさらに整えたいというように考えまして、運用について各裁判所と打ち合わせをしておるところでございます。

裁判所調査官については、これは常勤の国家公務員であるということでございまして、常勤の裁判所職員になるわけでございますが、その選任につきましましては特許庁あるいは弁理士会に推薦を依頼しております。裁判の手続に關与することの重要性にかんがみて、適切な人材を推薦してもらうというところで、これまでそのような実行をしておるところでございます。

今回の法改正によりまして、この手続について、通常の、例えば裁判所書記官などと同じように忌避などの制度についても導入されるということで、なお一層中立性が心がけられるというようにことを裁判所の中でやっていきたいというように考えておるところでございます。

○辻委員 前回の質問で、裁判所調査官二十一名でしたかね、専門委員を百名、これは一応専門委員として委嘱をしてリストアップをしておいて、個々具体的な訴訟ごとにその争点となつて専門性に依つてその都度委嘱をする、こういうことでよろしいんですね。

○國尾最高裁判所長官代理者 そのとおりでござ

います。

○辻委員 そのときに、除斥、忌避という制度が専門委員にも、準用ですか、適用になるということなんでしょうけれども、除斥、忌避という利害関係が非常に密接だとかいうふうにかなり限定されると思うんですね。一般の裁判でもなかなか除斥、忌避が認められることは少ないというふうに思いますから、もっと具体的にその公平性なり中立性なり第三者からのチェックを高めるという意味においては、除斥、忌避以外にももう少し広い形での拒否権みたいな、異議を申し立てるような権利ということも検討されていいのではないかと思います。この点はいかがでしょうか。

○國尾最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘のように、例えば忌避ということになりますと、裁判官にとって当てはめてみますと、これはある意味で裁判所、裁判官の存在の生命線のようなところにかかわるもので、これについては、客観的な裁判の公正を害する事由というふうなことの解釈、運用がされておるわけですが、私ども、そのような手続を一つの象徴として、公平な運用に努めていくという心構えをしておるわけでございます。

ただいまの御指摘のような点につきましては、やはり裁判所と当事者とよく議論を交わして、この手続についての信頼性が得られるという形で判決まで至らないと、最後に出ました実体上の判断について信頼性が薄くなってしまうという問題点がございまして、今後ともこの点については、よく当事者の意見を聞いて議論しながら手続を進めていくというようにおっしゃってございます。

なお、専門委員につきましては、双方の当事者が合意をすれば、そのような事由にかかわらず専門委員から排斥をされるというふうなこともなっておりますので、そのような規定もあわせて、裁判所として公正さを考えていきたいというように考えております。

〔塩崎委員長代理退席、委員長着席〕

○辻委員

調査官、専門委員の中立性、公平性というの、やはり審理を信頼関係のもとに納得のいく形で進めるための不可欠な要素ですから、ぜひとも、より配慮して運用に当たっていただきたいというのを申し上げておきたいと思っております。四項目に、無効審判と侵害訴訟の関係について、やはりこの法案ではそこが生じるのではないかとこの可能性は否定できないと思うんですね。ただ、そのそこができるだけ少なくなるような努力を運営の中でされてしかるべきだと思いますけれども、この点について、どうなんですか、知財訴訟検討会では何らかの議論があったんでしょうか。もしあれば、その御紹介と、それを受けてどのような方向でこの法案を提案されているのか、その点についてお答えいただきたいと思っております。

○山崎政府参考人 私どもの検討会でも、この判断その防止方法について議論がされました。判断その防止を図るために、特許無効審判を審理する審判合議体が、必要に応じて、侵害訴訟において提出された抗弁等の関係資料を裁判所から入手できるようにすること等により、裁判所と特許庁の進行調整を充実させる、こういう結論でございました。これに基づきまして、特許法百六十八條の第五項と第六項、これを新設したわけでございます。

これは法的な手当てでございますが、それ以外に運用上の問題についても意見が出されておまして、侵害訴訟係属中に請求があった特許無効審判については、早期に審理する対象とすることで判断を防止する、また、両者の判断がそれぞれあるときは、裁判所は裁量により訴訟手続を中止するという運用面の工夫について議論がされたわけでございます。

○辻委員 運用上でいろいろ努力をするという、そこができるだけ少なくなるように御努力いただきたいというふうに思いますけれども、具体的に侵害訴訟を進めるに当たって、このような観点の意見ということについては、最高裁として

は、どのようにお考えで、どういふふうに対処するべきだとお考えなのか、また、裁判官全体に対してどのように方向性を示そうと考えておられるのか、その点について伺いたいと思っております。

○國尾最高裁判所長官代理者 ただいまの判断のその問題に関しましては、裁判所でも問題点を感じておるところでございまして、知的財産権の検討会におきましても、真剣な議論がされたというように承知をしておりますが、その結果のいわばアウトプットとして出てきたものというものは、かなり限られておるわけでございます。

ただ、裁判所といたしましては、特許無効に関する抗弁が提出された場合にはその旨を裁判所から特許庁に対して通知する、こういう規定でございしますが、この通知に基づいて、運用上の配慮として、特許庁が無効審判について早期に判断を示すというふうな姿勢も示されました。こういうことにも大いに期待をするところでございます。裁判所の中でも、特許庁についての無効審判が間もなく出ることが見込まれるという場合には、手続を当分中止するというふうなことも配慮していきたいというふうに考えておるところでございします。

なお、このような立法趣旨につきましては、先ほどと同じく、この国会での議論などにつきまして各裁判官に周知を図って、この点についても改善がされていくように努力をしていきたいというように思っております。

○辻委員 持ち時間もほぼなくなりましたので、最後の五項目について伺わせていただきます。

前回、吉田委員の方からも質問があったと思えますけれども、例えば、原告も被告も、そして関係者も大阪であるというふうな場合に、何が何でも東京に來なければいけないのか、これはやはり問題があるんじゃないかというふうな質問があったと思えます。

民事訴訟法の改正で、既に、特許訴訟の専属管轄は東京高裁というふうになっておりますから、その点は、制度上、現行法上やむを得ない面があ

ると思うのでありますけれども、やはり司法アクセスを十分に改善するという観点も同時に必要だと思えます。この点についてどのようにお考えなのか。

まず、今までの議論の中でそういうことはどのように扱われてきたのか、この法案提出に当たってその点はどのように考えておられるのか、改革本部はいかがですか。

○山崎政府参考人 まず、一つ法的手当てでございませうけれども、やはり東京で審理することによって著しい遅延その他いろいろ支障を与えるという場合には、移送ができるという規定を設けております。これ以外に、テレビ会議システムあるいは電話会議システム、こういうものを利用していかうということでございます。

なお、さらに言えば、本当に証人等が出てこれないとかそういう事情があれば、当然、裁判所が期日外尋問という形でやっていた、だくということもありますので、そういうものを総合して、当事者のアクセスの障害にならないように考えているということでございます。

○辻委員 民事法の改正問題の中でもそのように言及されたやに伺っておりますが、例えば巡回裁判のことを考えると出張尋問をもっとふやすとか、いろいろそういう司法アクセスを一方で配慮しながらやっていくということが重要だと思えますが、最高裁はこの点についてどのような見解を持っていますか。

○國尾最高裁判所長官代理者 当事者等の裁判所へのアクセスということに関して配慮をするということも、訴訟手続を検討する上の重要な課題であるというように認識をしております。

民事訴訟法で管轄の集中ということが実施されたわけですが、そのような管轄の集中ということが実施されましても、司法機関への当事者のアクセスという点については努力をしていきたいということで、設備の備えとしては電話会議システムあるいはテレビ会議システムというふうな備えを

やっておりますが、やはり最も重要なことは、できるだけ少ない期日で、きちんと争点整理をして、証拠調べに関しても簡にして要を得たというような手続を進めていくということが重要であるという認識を持っておるわけでございます。

現在、知的財産権部の裁判官では、期日前に双方の準備書面や証拠を十分に期日外で交換し合った上で、一回の期日において集中的に争点を整理する、それから判決に至るまでについてもできるだけ集中的な取り調べをしていくというように、当事者と協議をしながら手続を進めているというように承知をしております。

今後、さまざまな運用上の工夫の方法を研究するというによりまして、地方在住者のアクセスに支障ができるだけ生じないような配慮をしていきたいというように考えております。

○辻委員 今後の具体的な運用の中で、さらに司法アクセスについても改善の余地を考えていくというお答えをいただいたというふうに認識いたします。

きょう五点にわたってお伺いしましたけれども、やはりこの法案を意味あらしめるためには、今申し上げた点も含めて、運用でいろいろ努力、改善していただくことが必須不可欠だと思いますので、その点を御要請いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○柳本委員長 佐々木秀典君。

○佐々木(秀)委員 佐々木です。

労働審判法についてお伺いすることになります。きょうは、せっかく法務大臣がお見えですけれども、余り法務大臣からのお答えが求められていないようで大変恐縮に存じますので、私の方から冒頭少しお確かめをさせていただきますと思います。

申し上げるまでもなく、この労働審判法案につきましては、これは司法改革の一環として策定されたものだとは心得ております。

小泉内閣は、聖域なき行政改革を声高に言っ

ておられるわけですが、しかし私は、必ずしも、そう言っちゃなんですけれども、小泉内閣のもとでの改革はそう成功している例は少ないのではないかと感じております。その中で、しかしこの司法改革だけは、他に先んじてというか、非常に有効に具体化されて、そしてこういうように、それを具体化するための法案も準備されて、進んでいるわけでありまして。

ただ、皮肉なことに、この司法改革の構想というのは、小泉内閣でつくられたものではなくて、その前の橋本内閣時代に基本的な構想が練られ、それに基づいて小淵内閣のときに発足をいたしました司法改革の審議会、ここで本心に熱心な御検討があり、そしてそれに基づいて意見書がつけられているわけでありまして。

そして、その意見書の中で、さまざまな司法改革、特に、我が国の場合には、国民の司法に対する参加という制度が非常に少ない、他の先進国に比べて少ないという点の指摘がございまして、むしろ司法に対する国民の参加が得られる方が、国民のための司法を実現するためには非常に有用なのだ、大切なのだという指摘がなされている。それに基づいて、これからこの委員会で審議をされることになるのでありまして、この司法改革の大きな柱であるいわゆる裁判員制度、これが、刑事事件に直接に有権者である国民の皆さんが参加をするという全く新しい制度として登場することになることが予想されているわけでありまして。

あわせて、また、さまざまな紛争について、国民の皆さんのニーズにこたえて、迅速で適正な抜本的な解決を図るために、特に司法の分野でのさまざまな手だてが講じられている。その一環として、個別的な労働紛争の解決も迅速かつ適正に行われるようにという要請があり、これを審議会の方で見書に取りまとめるわけでありまして。

それを受けて、内閣でも、平成十四年の三月の十九日の閣議決定で、司法制度改革推進計画を立てられております。ここでは、「国民の期待に応える司法制度の構築」ということの中で、労働関係

事件への総合的な対応強化という項目を立てられ、そのためには、労働関係事件に関し、民事調停の特別な類型として、雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する労働調停の導入を図ることとするということと、もう一つは、労働委員会の救済命令に対する司法審査のあり方について検討すべきだという提言がございまして。

この労働委員会の問題については後ほどまた厚生労働省の方にもお伺いをしたいと思っておりますけれども、今の司法的な個別の労働事件についての解決の方策として、それを受けてこの労働審判制度が、まあ、実際の具体的な作業は小泉総理が本部長を務められる司法制度改革推進本部でつくられたわけですが、しかし法務大臣、閣僚の一員として、今の審議会の意見を具体化された閣議決定に基づいてこれを具体化するという、この私の認識については間違いはないかどうか、お確かめをいただきたいと思っております。

○野沢国務大臣 司法制度改革が、委員御指摘のとおり、橋本内閣当時の提案で、その後、小淵、森、そしてただいまの小泉総理の段階で仕上げ、こういうことで、五年にわたる長期の歳月と各方面の英知をいただいた仕上げて今入っているわけでございます。十本の法律に今まとめておるわけでございますが、私は、この労働審判法案につきましては、大変実はよくまとまった法案だというイメージを持っております。

私自身、実は、委員も御承知のとおり、昔の国鉄というところにおりました。労働組合との交渉については大変実は苦労してきた経験がございまして。そして、あの改革を顧みても、そのことによつてさまざまな問題が出た中で、いまだに解決をしないこともまだ残っているということで、時間との勝負ということが労働事件の解決のために実は非常に重要だということを身にしみて感じておるわけでございまして。

今回のこの提案の中で、とにかく裁判というところまで行く手前で専門的な審判官それから審判

員二名、三人寄せれば文殊の知恵というのは、私はまさにそのとおりではないかな、非常にいいところをこれはまとめていただいているなというところ。それからさらに、三回以内にまとめる、これも先ほどの三人と並んで大変な生活の知恵ではなからうかなと思います。

しかも、まとまらないものをそのままだったらやるということではなくて、まとまらない場合にはもう打ち切つていんだということが一つございまして、どうしても難しい話は、裁判所の中に設置されているということからして直ちに裁判手続に移行ができる、しかもそれまで議論したことがむだにならないで使えるという点で、私、今回の十本の法案の中でもこれは、みんな立派なんですけれども、非常によく日本の今の現状に適した法案ではないかなと思っております。

こういう歴史的な改革の仕上げる時期に任命をいただきました者といまして、大変実は生きがいを感じておるところでございまして、全力を挙げてこの問題の今後の成立並びに運営に向けて努力をする所存でございます。よろしく願ひいたします。

○佐々木(秀)委員 ぜひ、この制度を本場に役に立っているものにみんなでしなければならぬと私も思っているわけですが。

そこで、この司法制度改革の諮問委員会の中ではいろいろな御提言があつて、例えば、さつきも漆原委員からもお話が出ましたけれども、労働参審制にも触れているわけですね。例えば、ドイツなどでは労働裁判所という裁判所がある。そして、そこに持ち込まれる事件数というのは二十万件からなるという、大変な数のようですね。それに比べると、日本の場合には、労働訴訟の事件数というのは必ずしも多くない。

しかし、先ほど漆原委員のお尋ねとお答えにもありましたけれども、個別の労働事件の件数というのは、相談案件としては随分あるんですね。随分あるにもかかわらず、実際に具体的な救済を求

めて訴訟、裁判所に持ち込まれるということになると非常に減っちゃうというのは、やはり裁判という制度が非常に使い勝手が悪いとか、あるいは費用の問題があるとか、さまざまな要因があり、それを解消するためにこの労働審判制というのが考えられたことになるんだらうと思います。

労働参審制については、今後の検討事項ということでさっきもお話がありましたから、この件についてはちょっとはよりいたいと思いますけれども、しかし、いずれにいたしましても、この制度が訴訟そのものではない、先ほどの山崎事務局長のお話だと非訟事件手続という性格を持つのだ、こういうことでしたでしょうか。よろしいですか、それで。――うなずいておられますので、それでいいんだらうと思います。

しかし、非訟事件手続としても、これは裁判所の中に置かれるわけですね。ですから、準司法的なというか、極めて司法手続に近いものだと私は思う。そして、その結果として、審判されるということになった場合に、それで合意がされるとそれが訴訟上の和解と同じ効力を持つというわけですから、法的拘束力を持つことになるわけですね。そういう意味でも、やはり司法的な救済なんだろうと私は思う。そこに、裁判官である審判官のほかに民間から選任される審判員が加わるわけですから、このことは私は非常に画期的だと思うものの、先ほどもお話しのように、それだけに、この審判員に人を得るということは非常に大きなことになるんだらうと思うんですね。

先ほどのお話だと、まず地裁の本庁に委員会をつくるということですが、例えば東京地方裁判所の場合には個別の労働事件を扱う専門部としてたしか三力部現在あると思うんですが、この制度ができるとすると利用者も相当多いということとを考えると、例えば東京地方裁判所の本庁に、一力部というのではない、一委員会ということになるんだらうか、委員会だけというのではちょっと少な過ぎるんじゃないかと思うんですね。複数設置ということは考えられているんだらうか。

しようか。

○国尾最高裁判所長官代理者 この労働審判の委員会というのは、一つの事件ごとに一つ構成するというところでございますので、事件の数だけ委員会が構成されるということになります。これについて、東京地裁でいいますれば、今の検討状況によりまして、労働の専門部の裁判官が審判官になって、それで一事件に構成される一つの委員会を合議をしながら指揮していくというふうなことになるというふうに考えておるところでございます。

○佐々木秀委員 ちよつとイメージが、一事件ごとというのがわからないんですね。今、三力部、そうすると、例えばあらかじめ、今の三力部、労働事件のための箇所が置かれていようように、東京地方裁判所の中に労働審判第一委員会、第二委員会、第三委員会というふうにつくるのではないんですか。申し立てがあつたときにその都度三人の構成による委員会ができていくということになるとすると、同時にしかし十件とか二十件とか申し立てがあつた場合にはどういうことになるんだらうか。

○国尾最高裁判所長官代理者 まだ発足をしておりませんのでイメージがわきにくいという点もあるわけですが、調停事件に関していいますと、三人の調停委員会を構成する、それが一つの調停委員会となつて事件ごとに何百あるいは何千という形で構成されるということになります。それと同じ仕組みだというふうに考えていつております。

したがいまして、一人の裁判官はかなり多数の委員会について関与をしていくということになります。審判員につきましては、一事件について関与していく、恐らくそれが終わつてからまた次の事件に関与していくというふうなことで手続が進んでいくのであろうというふうに考えておるところでございます。

○佐々木秀委員 そうなつてきますと、民間人である審判員も、これは相当考えなければ、どう

やって調達できるのかなとちよつと心配になるんですね。お話しのように、例えば、法案の十条によると、審判員の方も事件ごとに任命をするということになるわけでしょう。そうすると、あらかじめ審判員名簿なんというのがある、プールしてそこからということにはならないわけですね。

そうすると、さっき言った、審判員の研修も大事ですというお話があつたんだけれども、研修なんというのとは一体どこでやるんですか。事件が来て、その事件についてあなたがこれに審判員として関与するんですよという任命をする。しかし、片手では、当事者は早い解決を求めているから早く審判手続を始めてくれ、三回でやつちゃうやうなうんですからね。そうしたら、その間に研修をなんといつたつて、マニュアルがどの程度できているのかわからないけれども、そんなことをやつたら間に合わないんじゃないですか、これは、その辺、どういうふうな考えているんだらうか。

○国尾最高裁判所長官代理者 その点につきましては、これは迅速に立ち上げさせるという必要がありまして、あらかじめ審判員を任命しておく。この任命行為というのは、名簿をつくつて候補者として任命しておくということでございます。その任命の名簿の中から、事件が来ますと直ちに選任をしていくというふうな手続を考えておるところでございます。

○佐々木秀委員 そうでもしないと、それは具体的に対応ができないと思うんですね。ということは、あらかじめその名簿に登録された人々については、マニュアルに従つた研修などというものを具体的な事件を担当する前に研修してもらつたというところは可能だというふうに考えていいですか。それならよろしいと思います。

いずれにしても、しかし、初めてやることですから、いろいろやつてみなきゃ、こんなことがあつたのかんたというも出てくるかもしれない。ですから、このあたりは、やはり大胆に手続を直していくというふうなことも考えていかな

きやいけないでしょうね。要は、せつかくつくつても、それが機能しなければ何にもならないわけですからね。いろいろな心配はやはりあると思うんです。しかし、時間がありません。同僚の委員もまた質問を予定されていますから、その辺はお譲りをしたいと思います。

それで、せつかく厚生労働省も来ておられますから、実は、先ほど御紹介もいたしましたけれども、閣議の推進計画の方でも労働委員会のことにも触れているわけですね。これもよく言われることですから、労働委員会、地方労働委員会の上にも中央労働委員会がある。ところが、裁判とは違つてはいないながら、準司法的な手続もやっているとはいないながら、個別事件の解決は本来ではないと個別的な救済を求めるような事案というのもある。私も弁護士時代には実際に代理人でやつてい

るところでございます。ところが、その労働委員会での結論に納得がいけないというところで、それが当事者の一方から今度は訴訟の方に持ち込まれると、その訴訟で委員会の決定がひっくり返る、逆になるという結論があるわけですね。近くは、それこそ法務大臣が関係されていた国鉄の関係で、いわゆる国鉄労働組合、今でもあるわけですが、国労の人たちがJRを相手にした不当労働行為の申し立て、救済申し立てで、地方労働委員会、中央労働委員会、いずれもその申し立てを認めて救済命令が出たと思うんですが、それが訴訟ではひっくり返つて、最高裁までやつたわけですね。

そういうことで、労働関係は五審制になっているんじゃないかということもよく言われるわけですが、この五審制について、今度の労働審判制度というのが影響するのかどうか。あるいは、お聞きをされるころによりまして、三月五日に閣議決定がされて、労働組合法の改正、労働委員会の機能なんかについても改正が行われるというところなんですけれども、この辺について、厚生労働省、どうですか。

○大石政府参考人 お答え申し上げます。

いわゆる労働委員会の決定に対して、あるいは命令に対して、これを不服として行政訴訟になるというところにつきましては、今度の労働審判制度におきまして、この点については基本的仕組みは変わらない。ですから、最悪の場合、地労委そして中労委、その中労委の命令に対する行政訴訟ということで、最終的にまた地裁、高裁というふうに進んでいくというところがあり得るという点におきましては変わらないわけでございます。現実問題としてそこまで行くケースというのは非常に少ないわけでございますけれども、ただ、制度としては御指摘のとおりでございます。

また、労働委員会につきましては、不当労働行為事件の審査につきましては、やはりかなり遅延ということが指摘されております。それを受けまして、今回、今国会に現在法案を提出させていた

でございますと、特に、今御指摘のありました行政訴訟との関係で申し上げますと、労働委員会におきまして、今まで労働委員会の場合に出されなかった証拠というものが行政訴訟になって新たにでてくる、こういうケースが結構あったわけですが、今度の法案におきましては、労働委員会が公益委員の合議によって物件の提出等を命ずることができる、証拠とか証人とかですけれども、命ずることができることとし、命ぜられても提出されなかった物件につきましては取り消し訴訟における証拠の提出を制限する、こういったような規定も設けておりまして、その他の事項とあわせまして労働委員会の審査を促進してまいりたいというふうにも思っておりますので、こちらの方もまたどうぞよろしく願ひ申し上げます。

○佐々木委員 今お話しのような労組法の改正がこの国会でなされようとしていて、その審査の手続も改善されそうだけれども、しかし、何といつても、労働委員会の機能も、こういう労働事案の、紛争事案の解決に資するためにということとすれば、準司法的な手続も実際には行われ

ているわけですね、証拠調べなんかも、証人なんかも調べられているわけですから。もう少し突っ込んで、例えば、証拠法則なんかについてももう少しはつきりさせるとか、そういうような改善、改正があつてもいいのではないかとと思われるわけです。

それで、司法制度改革審議会の意見書でも、労働委員会の機能についても改正を促しているわけですから、その辺も、関係者のお話なんかも十分に聞きながら、厚生労働省としてももう少しお考えになった方がいいのではないだろうか。せつかくあるわけですから、ADRとして、これが、本当に解決のためにやはり役に立つものでなければいけないだろうというように思いがあるものから、そういうことを申し上げます。

時間が参りましたけれども、それと先ほど本庁だけでなく支部にもというお話もありましたけれども、私も、やはりその辺は、人的な問題もあるにしても、裁判官の配置の問題があるにしても、できるだけ支部にも、例えば、東京地裁の八王子支部なんというのは本庁と同じぐらいの事件もあつて、ニーズもあるわけですから、そういうところは、まあまあ人とお金の問題はありますけれども、できるだけやはり使い勝手がいいようにしていく必要があるんじゃないかと思つたので、この辺もぜひ御討議をいただきたいと思つた。時間が参りましたので終わります。ありがとうございます。

○柳本委員長 加藤公一君。

○加藤（公）委員 民主党の加藤公一でございます。

ちよつと二年ぶりぐらいになりますので、どうか、法務委員会でもまた質問をさせていただきます。よろしく願ひします。御支援をいただきまして、ありがとうございます。

きょうは、時間がコンパクトですので、とつとと行きたいと思ひますが、労働審判法案について伺いたいと思ひます。

の、法の施行までにきちんと準備が整うかどうかということ、それと、本当に使いやすい制度かどうかということが広く知れ渡るかどうか、認知されるかどうか、こうしたところが非常に重要なポイントなんではないかと思つておりました。それをきょうは確認させていただくという趣旨で質問をさせていただきます。

まず初めに、仮にこの労働審判制度ができたときに、では果たしてどの程度利用されるんだろうか、どれぐらいの申し立ての見込みがあるんだろうかということ、これを推進本部に伺いたいと思ひます。

○山崎政府参考人 数字でびたつとこれだけと言ふのはなかなか難しいんですけど、先ほど来質疑の中で出ておりましたけれども、個別労働紛争に關しまして都道府県労働局、こで行つておられます、相談はちよつと別といたしまして、あつせん事件、これが三千件ちよつとあると思ひます。その中で、きちつと終わったものもありますけれども、結局打ち切りになつたものもあつて約千四百ぐらいあるんだと思ひます。それがまず一つの予備軍だろうと思ひます。これが全部来るかどうかは、またこれは別問題でございますけれども。

それともう一つ、大きな数字といたしまして、裁判所の労働関係の通常民事事件でございます。これが平成十四年で新受が二千三百件でございます。これも全部この手続に来るかどうかというのはまた別問題でございます。相当大きなもの、複雑なものにつきましては最初から訴訟でやろうというふうにも思ひますので、このうちのある部分が来るだろうということでございます。

それともう一つは、仮処分命令事件でございます。これにつきましては、仮処分でそのまま決着をするものもありますし、それからまた本訴に移行していくもの、両方ございます。ですから、全部ではございませぬけれども、この中の一部も利用されていくだろうというふうに思ひます。

それから、数字は明らかではございませぬけれども、現在、労働関係のものとしたしまして、通常の民事調停で行われているものもあるということとでございます。そういうものについてもこちらの利用が見込まれるということになりますので、これは何万件というふうにはいきませぬけれども、今その数字を合わせると大体数千件という単位になるのかなと。

ただ、これはやってみないとわからないところもございします。それから、これが有効に機能するというところであれば、もつとも潜在的なニーズが掘り起こされてくる可能性もある、こういう認識をしております。

○加藤（公）委員 実際に使いやすい制度、ということが認知をされれば、その申し立ての件数自体がふえるというのは私もそのとおりだと思いますので、スタート段階の数千件程度を見込んだとしても、場合によってはそれがもう少しふえていくかもしれないというのはおつしやるとおりだろうと思ひます。

仮に、今お話をいただいたような申し立て件数を見込んだ場合に、では審判官の方として審判員の方というのはどの程度の人数が用意をされていればこれが滞りなく処理をされるとお考えでしょうか。

○園尾最高裁判所長官代理者 事件数に關してはまだ不確定な要素が大変多いわけでございますが、私どもも相当件数の申し立てがあるだろうということを考えております。そういったしますと、一事件について労働審判員を二人ずつ任命していかねばいけないということになります。ただ、三回の期日で終えるという極めて迅速な手続でございまして、その手続が終われば、意欲のある方についてはまた次の事件をおやりいただくというふうなこともなります。そういうようなことを考えますと、五十の地方裁判所において行われるという手続であることも考えますと、少なくとも全国で千人規模の労働審判員を確保していかなければいけないということになっておるわけですので、これは大変重い数字であるというよう

に認識をしております。

○加藤(公)委員 質問において私が驚いている場合じゃないんですが、千人の審判員の方を、今後、仮に法律が成立をしたとして、施行までの二年間で用意をされる、実際になつていただいで、しかも教育をし、研修をするというのは、これは大変な作業だろうというふうに思うんです。

時間の関係がありますので二つまとめて伺いますが、まず一つは、大変な数の審判員の方をどうやって選んでこられるのか。実際に、例えば資格要件が何かあるのかとか、あるいはどんなレベルの知識経験があればいいのかとか、その辺をまずお聞かせいただきたいということ。それから、千人という規模になりますと、なかなか容易なことじゃないと思いますので、その見通しがあるのかどうか。

それと、もう一方で、審判官の方についても、要するに、裁判官の方の仕事がそれだけふえるわけですから、今の人員で本当にそれが十分に機能することができるといえるのかどうか。

この二つ、あわせて伺いたいと思います。

○園尾最高裁判所長官代理者 いずれも大変重要な点に関する御質問ですが、まず選任につきましては、これは人数が大変多い、それからレベルの高い者を確保していかなければいけないという二つの大きな要請を踏つておるというところでございます。これは、労働界の事情に通じた方、あるいは労働関係に関する経営に通じた方、そのようなさまざまな方々に御意見を伺つておるところでございます。最終的には、裁判所といたしましては、何らかの仕組みで推薦をいただくということをしなさいとこれだけの膨大な人員の選任はできないわけですが、そのような仕組みも含めまして今検討中というところでございますので、いまだし検討を継続していきたいというように考えておるところでございます。

この見通しがどうなんだというところに関してでございますが、大変困難な作業ではあります

が、一つ明るい見通しがあります。それは、今まで御意見を伺つたところによりまして、労働界あるいは経営の堪能な方、そのような方々とも、この手続はよい手続であるという認識を持つていただく方が大変多いというところでございます。ですから、何とか骨を折つてやろうというようにことを言つてくださる方も多々確保できておるというふうな状況でございますので、さらに知恵をかりながら研究をしていけば、このような困難な作業も法律の施行日までに何とかやり遂げられるのではないかとこのように考えておるところでございます。

労働審判官につきましては、これはかなりの事件を同時に並行して進めていくというだけの専門的な知識経験のある裁判官が、これが現在労働事件を処理しておりますので、この裁判官とよく協議をしてやつていきたいというように考えておりますが、これにつきましては、複数同時に処理をしていくということに堪能な裁判官が多数いるというところから、この事件に十分なだけの労働審判官の確保ということではできるといえるように考えております。

○加藤(公)委員 過去、労働裁判に携つてこられた裁判官の方がいらつしやつて、その方々がこの審判官になられるということで、お一人で幾つもの審判をこなせるんじゃないかというのは、それはプロでいらつしやるし、優秀な方々ですから大丈夫なんだろうと思いますが、そうはいつても、今、労働裁判を専門にやつていらつしやる方が日本全国、五十の地裁にそれぞれいらつしやるわけではないと思ひますので、ちよつとこれは突っ込んで伺ひますけれども、現状でいうと、要するに、東京地裁なんかはいいのかもしれませんが、そうでない地方の裁判所において、本当にその審判官の方が、今言つたような経験のある審判官の方が確保できるのかどうか。ちよつとこれはお知らせしていませんけれども、確認をさせていただきます。

○園尾最高裁判所長官代理者 私どもの経験とい

たしまして、事件が大変多いのは大きな規模の裁判所である、それから地方の裁判所ではそれなりに事件が少ないというような分布になつておりますので、その結果も勘案しますと、必要な裁判官、これは現在労働事件を担当しておる裁判官ですが、その裁判官にこの事件を処理してもらうということが可能であると考へておるところでございます。

東京地裁でいいますと、現在、専門部三力部に裁判官が十四名おります。その十四名の裁判官でこの非訟手続を担当していくということになりますと、相当件数処理できる。それから、地方に關しましては、人数が大変少ないわけで、他の事件も処理をしておるわけでございますけれども、それなりに少ない件数ですので、専門的な処理の仕方をして大きな裁判所から学びながらやつていくということと手続を進めていくというふうな見通しを持つておるところでございます。

○加藤(公)委員 若干不安が残らないわけではないうのですが、要は地方で、例えば本場に小さな企業にお勧めの方とか、そうした方が、例えば給料の未払いだとか理不尽な解雇だとかいう目に遭つたときに、多分今だと、本場に訴訟だ何だというところまで行かずに泣き寝入りになつちやつていくケースが多いんじゃないかと思ひます。そういうした方が、せつかくできた制度を使おう、それで筋を通そうと思はれたときにきちんと対応していただければいいな、これはお願いだけ申し上げておきます。

次に行きますが、先ほどのお話で、審判員の方が千人規模だというお話がありました。その千人規模というのは、一度選任したからといってそれが未来永劫ずっとその方がやつていただけわけじゃないから、ある一定のスピードで入れかわつたり、あるいは先ほども申し上げましたとおり、徐々に知れ渡つて申し立ての件数がふえてくれば、それに合わせて審判員の方の数もまたふやさなきゃいけないということにも当然なるわけでありまして、その方々が幾ら、例えば経済界

や労働界で活躍をされていて知識経験をお持ちだとはいつても、この労働審判という新しい制度で審判員として判断を下すということになると、これは単に、例えば経済界の方が使用者側の意見を代弁するとか労働者側の意見を代弁するということではなくて、皆さんが公平中立な立場でということに今回なわけですから、やはりある程度充実した教育ないしは研修というものをしていた上でないとうまく回らないではないかと思ひます。

さっきの千人規模ということになると、この教育研修の部分というのは、相当なエネルギーが必要で、大変なボリュームですから相当なエネルギーが必要だと思ひますが、どういふ研修をどんなレベルでお考えなのか。千人規模ということになりますと相当な予算も必要になるんじゃないかと思ひますが、ぜひその点、今のお考えを伺ひたいと思ひます。

○園尾最高裁判所長官代理者 研修につきましては、これは専門的な知識経験は持つておられる方でございますけれども、裁判に關与されるというためには、ただいま御指摘のような公正さだとか、あるいは裁判所の手続、法的な問題点、そういうようなところについての一応の基礎的知識を持つという必要がございますので、私どもとしましては、それぞれの裁判所に依頼をしまして、十分な研修ができるような体制をとりたいというように思つております。

人数が大変多いものですから、それぞれの裁判所で研修を実施していただくということで、その実施の仕方について、最高裁判所の方で、大きな裁判所からの情報を得ながら、各裁判所の研究、それから指導に遺漏がないようにしていきたいというふうな考へておるわけですが、施行までの間にはこのような体制も整えていきたいというふうな、現在はそういう検討をしておるところでございます。

○加藤(公)委員 済みません、ちよつとわからなかつたところがあるので突っ込んで伺ひますけれ

ども、これは、その千人規模の方というのは、それぞれで裁き選ばれるのですよね、そうですね。そうすると、五十の地裁なら、それぞれで選ばれて、そこで研修もされるということになるということだとすると、その五十カ所の研修あるいは教育のばらつきが出るという心配はないのかということ、これが本場に大丈夫かということをお答えいただけますか。

○**國尾最高裁判所長官代理者** 例えば、調停委員、それから専門委員などにつきましての仕組みといたしましては、最高裁判所で候補者名簿という段階での任命をいたします。ただ、それぞれの裁判所に勤務するという形で任命をするということで、任命は統一的に最高裁判所で一定の基準以上の方というようなことでやっていきたいというように考えております。

そういうことで、任命についてはばらつきがないような配慮をしていきたいというように考えておるわけですが、具体的な研修の内容、あるいは研究会を実施する、その内容につきましてはそのそれぞれの裁判所をお願いするわけで、これは、それぞれの裁判所のこの事件の担当者、例えば最高裁判所に集まっていたら協賛会を実施して研修の方法について検討をするとか、あるいは資料をお送りして検討してもらう、そういうようなさまざまなやりとりを通じて、均一な研修が実施できるというような体制を整えてまいりたいというように思っております。

○**加藤（公）委員** これは制度を利用される方も、それから審判員になられる方に対しても、ぜひ不安のないように充実したものをお願いしたいと思っております。そこで申し上げておきます。

次に、最初に申し上げた今回の確認をしたいポイントの一つで、きちんとこれが使いやすい制度だということが広く認知をされなければならぬんじゃないかということをお願いしましたが、その意味では、この労働審判制度というのが仮にできたとしたら、その制度をPRしていく、広報していくということが非常に重要になると思うんで

すが、これは今どんな方法で国民の皆さんにお知らせをする予定でいらっしゃるのか、そこを伺いたいと思います。

○**山崎政府参考人** 私どもといたしましては、この手続の非常にわかりやすい解説等を、あるいはパンフをつくったり、そういう形で、これは労働界の方あるいは使用者側の方、そういうところにもお配りして、まず理解をしてもらうということが一番大切な点だと思います。それからまた、この手続を行った場合の利点とか、そういう点についても積極的にPRをして使ってもらえるようにする、これが一番肝要かなと思います。

また、裁判所の方といたしましては、先ほど来ごさいますけれども、審判員の研修、これを通じてどんな意識改革をしていく、こういうことによる周知と両方あるかと思っております。それぞれの立場で頑張っていくというふうな思っております。

○**加藤（公）委員** 知れ渡らない限り、幾らいい制度をつくっても意味がないので、それはよろしくお願いしたいと思うんです。

もう一つは、新しい制度ができたときに、個人の感覚からいうと、例えば弁護士さんをお願いをしなくても自分でも最低限何とかできるなと思えるくらいの方が本当はいいと思っているんですが、現実には、恐らくある程度の割合で弁護士さんのサポートというのにも必要になると思えます。で、日弁連なども通じた広報といいますか、PRというのをもっとなさるんだらうと思えますけれども、そこもまたお願いをしておきたいと思えます。

それともう一つ、浅学ではありますが、私の知る限りで、ドイツの労働裁判において非常に簡便な申し立て書というのが使われているようで、私もその日本語訳版というのが拝見したことがあるんですが、さすがにそこまで、簡単なフォーマット化をしてこの制度をスタートするということは、それは難しいだろうとは思いますが、それはいいけれども、それはいいけれども、この制度が本当に使いやすいか

どうかというときに、やはりこんな難しいことは自分ではできないなと思われたら元も子もないわけですから、その申し立てのところがというのはスムーズにいけるように、できるだけ簡便な申し立て書の、例えばフォーマットをつくるか、あるいは書式を統一するとか、何か工夫をしていただいて、それを含めてPRをしていただくということとが有効じゃないかと思うんですけれども、ちよつとそこをお考えを伺いたいと思います。

○**國尾最高裁判所長官代理者** 労働審判は、これは証拠に基づいて裁判をするという手続でございますので、申し立て書にどのような配慮をして記載をしなければいけないかというポイントがございます。そういうような点について、きちんと周知ができるような体制を裁判所としてもやっていかないと審理に支障が生じるというわけでござい

ます。現在、例えば簡易裁判所におきまして、定型的な紛争類型である未払い賃料支払い請求訴訟あるいは解雇予告手当の支払い請求訴訟について定型訴状を作成しております、利用者の便宜を図っておりますのでござい

ます。労働審判制度の場合には、これらの事件よりは定型化が難しいようなレベルの高い事件というものが十分予想されるわけですが、このようなことを参考にしながら、この手続の勘どころが何であるかということと裁判所の方からも申立人に知らせるというような配慮をしていきたいというように計画をしておりますのでござい

ます。○**加藤（公）委員** 本場に弱い立場に置かれたときにこの制度が役に立たないや意味がないわけでありますから、そこは今の話でスタートされるんでは申しわけなく、ぜひよろしく願いたいと思

います。時間になりましたので、最後に一点だけちよつと確認をさせていただきたいんですが、この労働審判制度ができてこれでもうすべてオーケーということではなくて、ぜひ今後、継続的に、労働参

人的には思っております。その御意思についてちよつと確認をさせていただきます。

○**山崎政府参考人** 労働参審制につきましては、私どもの検討会でも議論をいたしました。最終的には両論ありまして、現段階では一致した意見に至らないということで今回のような形になったわけでございますが、これを運営していったらどうい

うような状況になるか、あるいは労働の紛争が今後どういような流れになっていくか、こういうことを見ながら、また将来的に検討をしていくということでございます。

ただ、これは労働の事件だけではなくて、専門家を裁判にどのように登用していくかという大きな制度の問題に絡むわけでござい

ますので、例えば審議になっております知的財産の関係でも、調査官あるいは専門委員を利用してやっていくという考えがあるわけでござい

ますが、そういう形でやっていくのか、あるいは専門家が中に入っているのか、こういう大きな分かれ道にもなるわけでござい

ますので、将来の裁判制度のあり方を含めまして考えていきたいということでござい

ます。○**加藤（公）委員** ありがとうございます。終わります。

○**柳本委員長** 小林千代美さん。

○**小林（千）委員** 民主党の小林千代美です。

引き続きまして、労働審判法律案について御質問をさせていただきます。労働審判法にこの法律案のことを考えていたんですけれども、実は私、議員になる前は中小企業の営業マンで働いておりました。北海道にある地場の年商二百五十億ぐらいの小さな会社なんですけれども、その中で営業マンとして働いてきたわけなんです。

御多分に漏れず、今のこの経済社会情勢ですかなかなか実績も伸びないという中で、私の労働条件、賃金も切り下げられてずっと働いてまいりました。また、会社も経営の合理化ということで、不採算部門は切り捨てなければいけないというところから、どんどんとどんどんと不採算部門の

切り捨てと同時に人減らしというものもしてきました。そういう中で同僚も解雇をされていきま

した。
幸いなことに大きな紛争になることはなかったわけなんですけれども、私が言うまでもなく、世の中にもっともとて厳しい環境で働いている方々、あるいは厳しい環境の中で経営者として働かなければならない方々、あるいはやむなく首を切られている方々というものがたくさん今のこの社会情勢の中ではいると思います。

そんな中で、先ほどお話がありましたとおり、実際にこの制度がどのぐらい利用されるかの中で、あつせん手続終了したものが年間で三千件ぐらいだというふうには山崎事務局長から先ほど御回答いただいたわけなんですけれども、私は、潜在的にはもっともとてニーズはあるのではないかと、逆に、こういった今泣き寝入りをしている人たちが救済されるための制度にしていかなければいけないというふうには思っているところがございますし、そのために、ぜひこの法案が意義のある制度、より実効性を持つ法律案にするために私は仕上げていく必要があるのではないかなというふう

に今思っているところがございます。
そんな中で、二、三、具体的なことについてお伺いをしていきたいと思ひます。

この労働審判制の導入に当たり、審判員といういわば法律のプロではないけれども労使の専門的知識を持った方がその合議体の中に一緒に入るということは、今回の司法制度改革の中でも大変大きな意義を持っていると思ひます。

この審判員となる方々、先ほどの御説明の中では、これから二年間の中で何らかの仕組みをつくっていつ、労使からの推薦により出てくるような仕組みづくりをされるということをお伺いいたしましたけれども、こういった推薦を受けて審判員となられた方々がどういった立場で合議体の中で合議を形成していくのか、それは労使からの代表者として、使側からの代表者としてという立場で合議をするのか、それとも全くそれぞれが

公正中立な立場で専門知識を生かして合議を形成するの、最初、まずそれを確認させていただきたいと思ひます。

○山崎政府参考人 審判員の方について、それは出身母体いろいろあるかと思ひます。そういう出身母体はございますけれども、それはそれぞれの立場から労働紛争についてよく経験をして、慣行等その実情等をよくわかつていくということでございます。

そういう知識を中に投影していただきたいというところでございますけれども、先ほどちよつと申し上げましたけれども、利益代表ではないということでございます。この法案でも定めておりまして、中立的かつ公正な立場において審判を行わなければならないというわけでございます。ですので、そこは、いろいろ立場もございまして、けれども、やはり中立的、公正にこの事件を見たときにどうなるかということに判断をお願いするということでございます。

○小林(千)委員 御返答いただきました安心をいたしました。

そして、もう一点なんですけれども、この審判員となられる方についてちよつとお伺いしたいと思ひます。

今、各都道府県の労働局の労働相談窓口に一年間で寄せられている件数というのが、トータルとして平成十四年度は六十二万五千件余りというふうにお伺いしました。もちろん、電話でちよつと相談というだけの方もいらっしゃるでしょうし、そこを窓口としてもつと実際に深く相談に乗ってほしいといういろいろな方がこの中には含まれていると思ひますが、この中で、厚生労働省の方に伺ったんですけれども、この六十二万五千人の内訳、男女別なんですけれども、大体男性六割、女性四割というふうな答えをいただいております。もちろん、電話で答えただけのものでございまして、から正式な統計ではないと伺っているんですけれども、この比率は今の労働者の男女の割合から見てもまあまあ妥当なところなのかなというふうな

気がしています。

そうすると、この労働審判制度、始まってみたら、実際に申し立てをする方の割合というのものと大体同じぐらいの割合でいくのではないかと私は推察するんです、男性六割、女性四割という。

特に女性の方々の今の労働環境、依然として男女別賃金がまかり通っている、出産あるいは結婚を契機に退職を迫られるというようなこともあります。また、セクシャルハラスメントなどの労働環境の問題もありますし、首切りといったところが、切り捨てやすい人からということ、パートやアルバイトあるいは派遣労働者の方々がそういった調整弁になつていく。実際にはそこに多くの女性の方々が携わつていくという現状もありません。ぜひ私は、この審判員の方々、六対四の割合で男性と女性といたつていいと思ひますけれども、こういった審判員の選任に対して女性が一定の比率を占めるような配慮はされるべきだと思ひますけれども、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○國尾最高裁判所長官代理者 平等で民主的な社会を構築していくという上で、社会のさまざまな分野でジェンダーバランスといいますが、男女の実質的平等を図るための努力をしていくということとは、大変重要であるというように考えておるところでございます。

私もが実情を最も承知しておる裁判官、これがなります労働審判官について言いますと、これは裁判官全体の男女比率に準じた男女比率で労働審判官も選ばれていくということになります。この男女比率は近年大幅に毎年増加しております。このことでございますので、この労働審判官が女性であるという割合も年を経るに従つてさらに高まつていくということは期待できるわけでございます。

問題は、労働審判員についてでございますが、これは、全国津々浦々で専門的な知識経験を持つておる労働審判員が男性あるいは女性であるの

か、そういう知識が十分に裁判所にはないわけでございますのでこの公平な推薦を得るという体制をつくるわけでございますけれども、その中で、どのような割合で専門的な知識経験を得ておる労働審判員について女性が推薦されてくるか、これを見ていかなければいけないという問題がございます。

この点につきましては、労働関係に関する専門的な知識経験を有する女性の比率が高まってくるというところになります。裁判官の場合と同じように自然とその比率が高まってくるというように思うわけですが、現在のところ、裁判所から一方的にこの比率というものを指摘できるような状況でもございませんので、これは、制度が立ち上がったときに、ただいまの御指摘のような観点からもなお研究をしていきたいというように思つておるところでございます。

(委員長退席、下村委員長代理者着席)

○小林(千)委員 司法制度改革の中で、法曹関係者の女性の参画する割合というのふえていくところでございますから、ぜひこれを、同じ視点を審判員の方にもぜひ取り込んでいただきたいとお願いを申し上げます。

続いて、この審判にかかる期日についてお伺いをしていただければ、事柄がこれ、例えば解雇ですとか賃金ですとか、いわば生活に直結をしていく問題ですから、当事者としてみれば、これは一日でも早く解決をしてもらわないと食うや食わずの生活になつてしまつてございまして。

大体、この労働審判制度、三回の期日で審判を出すということになつていくのでございまして、この期日がどのぐらいの間隔をもつて開かれるものなのか、あるいは一回目の審理に至るまでの準備手続というののももちろん必要になると思ひますけれども、その申し立てのときから最終の決着がつくまで大体どのぐらい、もちろん事件によつて長い短いはあると思ひますが、どのぐらいを予想して考えているでしょうか。

○國尾最高裁判所長官代理者 これは、実際に

は、事件が起りまして、各、審判官それから審判員との合議によって手続の進行を決めていくということを決まっていけるわけですが、そういう意味で現在の予測ということになる点をお許しいただきたいわけですが、現在の訴訟手続の進行にしましては、およそ一カ月強に一度期日を持つというふうなことで訴訟関係者はこれはなれ親しんでおられるところだろうと思います。

そういう意味では、そのような手続でもって期日を運営していくということに関しては、これは一つの標準的な形というよりは言えようかと思うわけですが、しかし、事件によって、もっと急ぐ、あるいは証拠に基づき裁判であるという関係から、証拠を集めて出すという点でこれだけの期間が必要だというような個別の事情もござい

ます。そういう意味で、標準的なものにつきましては、今のよう三回であればおよそ一カ月強に一回ずつ開くというふうな標準的なものは考えられるわけですが、ただ、それで果たして現実に申し立てられてくる事件がそのようなスピードに乗ってくるものなのかどうか、これについても鋭意検討をしていかなければいけない。むしろ、これは、施行後に本格的に検討していかなければいけないという問題ですので、我々のいわば考え方についてかなり大きな変革を迫られるという問題とあわせて研究をしていかなければいけないというように思っております。

○小林(千)委員 なれ親しんだ一カ月に一回ということですが、今の裁判制度と何も変わらないわけではございまして、今回のそもそもの司法制度改革の理由、テーマというものが、裁判の迅速化というものを当然挙げられていらっしゃる。もともと日本で労働裁判というものが年間三千件、二千何百件という数しか上がってこない理由の一つに、私は、裁判は時間がかかるものだ、歯医者

診療と一緒に一カ月後ですからねということであってはないための司法制度改革なんですね。ぜひ、なれ親しんだ期間ではなくて、大きな変革を、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、この制度に導入していただきたいと思

います。引き続きまして、厚生労働省さんの方にお伺いをしたいと思います。厚生労働省さんの行っている例えば窓口対応といったようなもの、今年間に六十五万件の二一

ズがあるという報告をいただきましたところから、多分今回のこの労働審判導入をされた後としても、最初のワンストップ、ファーストサビ

スとして、この各都道府県労働局の窓口というものは、私、これからでも大変大きな役割を持つだろうというふう

に思っております。その中で、今回の制度導入により、厚労省として窓口対応はどのように変わっていくのか、ある

いは、法務省と連携した取り組みというものを厚労省としてどういうふうに行っていくのか、お聞

かせください。○井口政府参考人 先生御指摘のとおり、都道府

県の労働局の相談窓口におきましては、これまで

も民事調停制度等につきましては、リーフレットの配置等を通じて必要の周知をできる限り図

つてきておるところでございます。新しく労働審判制度が出来ますと、先生御指摘

のような事態になるのではないかと私も想像して

いるところでございますので、具体的にはこれからの課題という

ことになりそうですけれども、今言ったような御趣旨に沿うような形で、できる限

り相談窓口等を通じて、新しい制度の周知につ

きまして私も私どもなりに十分努力をしてまいりたい、そんなふう

に考えております。○小林(千)委員 ぜひ連携した積極的な取り組み

というものを厚労省にもお願いしたいと思

います。続きまして、実際に成立をしたとしますら、この制度というものが大きな利用促進のための役割を

果たさなければいけないのではないかなというふう

に思っておりますけれども、今行われている個別労働紛争解決制度というものの、例えば、あつせ

ん制度ですとか調停制度といったようなものが、解決の過程ですとかあるいは経過、その内容とい

うものが余りオープンにされていない、不透明で

はないかというふうには感じられます。例えば、自分が当事者となった場合、自分の個

別労働紛争の場合はどのような解決がされるんだ

ろうか。あるいは、こういった前例といったものが公開をされていけば、企業の方、使用者側にと

つてみても、こういう前例があるからというよう

な判断を下せる一つの判断材料になると私は思

うんですけれども、今回のこの制度をわかりやす

い形で公開して、さらに利用促進を推進するよう

にさせるために、例えば簡単な事例集をつくるな

どの公開する必要がある、利用促進のために大きな役

割を果たすのではないかなというふうに思います

けれども、そのようなことはされる予定なん

でしょうか、伺います。○園尾最高裁判所長官代理者 この労働審判制度

は労使の専門的知識を持つている民間の方が判断者として参加するとい

う大変新しい制度でござ

います。したがって、この制度の運用に対する

国民の関心は、施行後はなおさら高まってくる

というように考えております。したがって、裁

判所としましては、これはできるだけ弊害が生じ

ないような形で手続の内容について知らせていく

という必要性を感じるであろうということは当然

現在から予想されるところでござ

います。例えば、統計的な資料、あるいは、当事者名に

ついては記載しないけれども事例として手続の進

行について公表していく、そういうような努力は

施行後大変活発になされるだろうというふう

に思っておりますし、私ども、その方向で進めて

いけるということ、情報をできる限り外に出せ

るというような努力はしていきたいと思

っております。○小林(千)委員 私も、この情報公開というものが、

紛争の抑止力を持つものでもあると思

いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思

います。

○園尾最高裁判所長官代理者 私ども、審判官に

ついて考えてみますと、労働事件を担当して

いる裁判官が審判官になるということではある

けれども、労働事件を担当して

いる裁判官が審判官になるということではある

けれども、労働事件を担当して

いる裁判官が審判官になるということではある

けれども、労働事件を担当して

いる裁判官が審判官になるということではある

○小林(千)委員 裁判官の方にコミュニケーション能力がないとなれば、それこそ私は大問題だと思ふんですけれども、そのためには必ず意識改革は行つて下さい、お願いをいたします。

時間もなくなりましたので、最後に大臣に伺いをしたいと思ふんですけれども、この労働審判制度、私、実はこの週末、地元に戻りまして、実は今度労働審判制度というのに質問することに

なつたんですけれどもというふう聞いてみましたら、認知度が残念ながら今ほとんど言つていいほどない。裁判員制度については、多分半分以上ぐらゐの方がそろそろわかつてきたんだと思ひますけれども、この労働審判制度に至つては、まだ残念ながらほとんど知られていないというのが実情ではないかと思ひます。

ぜひ、この制度を成功させるために、これからの積極的なPR含めて、十分な予算措置が必要であり、また司法制度改革推進本部はこし十一月に解散をすると同つておりますけれども、引き続きこの担当部署が担当されて、実施に向けてのしつかりしたものをつくり上げるかということをお伺ひして、決意を最後にお伺ひしたいと思ひます。

○野沢国務大臣 先ほども私申し上げましたが、労働審判制度というのは、今度の司法改革制度の中でも大変実はよく考えられた仕組みではないか、大変使いやすいと、またお役に立つ制度である、私が自分で言うのはちよつとおかしいんですけれども、よく考えてあるなというイメージで取り組んでおります。

ただ、委員御指摘のとおり、認知度、国民の皆様がどれだけこれを知っているかという点では、実は大変その点ではまだ行き渡つていないということで、これから御審議をいただく結果も踏まえまして、政府の広報、新聞、テレビあるいはさまざまな催し等を通して、これが具体化していきますように全力を挙げるつもりでございます。また、司法改革推進本部が解散いたしました後も、法務省が責任を持ってこれは実行に移してま

いるつもりでございます。

○小林(千)委員 ありがとうございます。質問を終了します。

○柳本委員長 松野信夫君。

○松野(信)委員 民主党の松野信夫でございます。ちよつと言ひにくい名前で大変恐縮でございます。

最後になりますが、労働審判法につきまして質問させていただきますと思ひます。

我が党の小林委員の方からも最後に野沢法務大臣の方に質問がありまして、決意もお聞きしましたが、従来は、どちらかというと、労働組合が華やかなりしときには、地労委を中心とした集団的な労働事件というのが非常に多かったわけですが、ところが、最近では、どうもそういうような傾向よりは、だんだんと個別労働紛争というのがふえてきています、こういうような背景はあります。

そうした中で、従来ですと裁判所における労働仮処分、あるいは本訴、こういうようなものがありましたし、またいわゆる個別労働紛争解決促進法というものについては、労働基準局あるいは労働基準監督署あたりで対応していた、最近では地労委も個別の問題について助言をしていた、こういうような幾つかの手法がある中で、今回新しくこういう労働審判法というものができたということとは、個別紛争がふえているという実情からしても大変重要なことである、こういうふうな認識をしております。

しかし、どうも法案の中身を見てまいりますと、施行が二年以内だということなので、少しのんびりしているんじゃないか。これだけやはり個別紛争がふえて、需要もふえつつあるということですから、ぜひ早急に、スムーズな船出というものが出ていくように、この点はまず大臣の決意をお聞きしたいと思ひます。

○野沢国務大臣 労働審判制度が、個別の労働関係紛争の増加に対応して、迅速、適正な解決を図る新しい制度ということでございますので、十分準備をした上で、円滑に施行されるようにするこ

とが私は大事ではないかと思ひます。

団体交渉というような形で、いわば集団対集団といひますか、力比べという時代ではなくて、本

当に個人的な、あるいは個別の案件が、まさに人知を尽くして解決されるということが期待されるわけでございます。そのために、先ほどの裁判官の御議論にございまして、審判官あるいは審判員というふうな人材を得るということが極めて重要でございますし、また、ある程度家庭的な雰囲気での議論ができれば、今までの裁判所の構造でいいのかわるか、こういう問題もございまして、円卓であるとか、普通の会議室を活用するとか、いろいろ血の通つた仕組みもつくり上げていかなきゃならない。

そのために多少の準備が要するというところで二年以内ということも出てきたかと思ひますが、いずれにいたしましても、利用しやすく、信頼を得られる制度、これが円滑に実施されるということが極めて重要でございますので、御指摘の御趣旨を踏まえまして、御一緒に私どもはこの制度を果

あるものにしていきたい、かように考えております。

○松野(信)委員 そういう観点からしても、やはり審判官、審判員含めた人的な手当て、これをしつかりしていくことがまさに肝要だ、こういうふうにしていくわけです。

それで、この労働審判法、条文を見ますと、民事調停法を準用している。この審議の中でも、民事調停というのも一応念頭に置いた上で法的な仕組みを考えておられる、こういうことかと思ひます。

それで、民事調停との比較をしながら少し議論したいと思ひますが、現在のこの民事調停あるいは家庭裁判所で行われている家事調停、これも三人で構成するとなつていくわけですね。そして、必ず裁判官が一人入るとなつていくわけですね、あ

家事調停にしても民事調停にしても、調停自体は民間の二人の調停委員がずつとやりとりして双方の言ひ分を聞いている、最後になつて、調停が成立するかあるいは不成立になるか、この最後のところになつて、ようやく裁判官が出てくる、こういうのが現実の実態であります。これは、実務をやっている弁護士であれば大体だれでも知つて

ことでもあります。

せつかくスタートする労働審判が今申し上げたような形になつては絶対によくない、こういうふう

に思ひます。調停の場合は、どうも裁判官の数が少ないとか、こういうような背景もあるのかも

しれません。ですから、ふだんの調停自体は二人の民間にもう任せつきり、こういうふうになつて

しまつていくわけですが、この新しい労働審判においてはそういうことがないように、大体もう三回というふう

に決まつていくわけですから、裁判官であるところの労働審判官が責任を持つて対応する、こういうふう

にぜひしていただきたいと思ひますが、この点はいかがでしょうか。

○園尾最高裁判所長官代理者 私ども、この手続はこれまで先例のない全く新しい手続だとい

う認識で研究をしておるところでございます。裁判官とそれから労働審判員とが、三名が対等の立場でその事案の

解明をして、最終的に裁判という形で決着をつけるということが目指されている、

そういうようなものなので、内容的にも、実質的に三名の協議でもつて結論が出されるというやうなことを保障するために、裁判官が審理の最初の段階から、審判員に対してわかりやすく事情を説明した上で、三名の意思の相互の食い違ひがないよう

な形で配慮していかねばいけないというふう

に思つておりますので、御指摘の点につきま

しては、同じ方向で検討していくという考えでござ

います。

○松野(信)委員 ぜひそういう方向でお願いを

したいと思ひます。恐らくこの労働審判は件数が

ふえてくるだろう、こういうふう

に予想されますの

で、最初のうちは裁判官がすっかり入って労働審判官としてやっていくけれども、だんだんだんだんその数がふえていって、とてももう裁判官は手が回らないということで、二人の労働審判員の方にふだんはもう任せっきり、こういうことにならないように、今後ともぜひその点をお願いをしたい、こう思います。

次に、労働審判員。この労働審判員の点についても、先ほどからいろいろと質問があり、労働側、使側から人選をしていく、こういうようなお話でした。しかし、どうもまだ具体的にその人選のところが余り進んでいない、こういう印象を持たざるを得ないような状況なので、ぜひ早急にこれは適切な人選を進めなきゃならない、こういうふうに思っております。

それで、具体的な条文で見ますと、九条の第二項のところで、「労働審判員は、労働関係に関する専門的な知識経験を有する者のうちから任命する。」こういうふうになっております。ただ、これは残念ながら主語がありませんので、だれが任命するのか。形式的にはだれが任命するのか、そして実質的にはだれが任命というふうな形になるのか。例えば、先ほどからちよつと比較で申し上げている民事調停の場合ですと、形式的にはこれは最高裁判所が任命をしている、しかし、実際はそれぞれの地方裁判所あたりで適当に人選をしていらっしゃるというのがある、やはりこの労働審判法の運用が本当に円滑にいくかどうかの決め手になると思いますので、この点、再度確認をしたいと思います。

○国尾最高裁判所長官代理者 労働審判員の任免につきましては、最高裁判所規則で定めるといふ法律の規定になっておりますので、最高裁判所規則を用意することになるわけですが、御指摘のような調停委員それから専門委員につきましては、最高裁判所が任命をしてそれぞれの裁判所で勤務をしてもらうという形態をとっております。

そういうことを参考にしながら、相当数任命しなければいけない労働審判員についても、今のようない規則を考えていくという方向で検討をしておるところでございます。

○松野(信)委員 ぜひ、公平性が高い人選、そして透明性の高い人選をお願いしたいと思います。実際の調停では、この調停委員、特に民間の方の調停委員に対しては、正直言わうといふと苦情もあつて、例えば、申し立てする側の意見をろくすつば聞いてくれない、どうも相手の方にばかり立っているんじゃないかと、あるいは、証拠関係は全く無視した形で、やれ譲歩しろ譲歩しろ、この調停はめというふうな形で押しつけてくるのか、いろいろ不平不満、私自身、弁護士としてそういう経験もしているわけで、やはり優秀な審判員をきちんと選ばなきゃならない、こう思っています。

それで、法案では、どうも審判員については忌避というふうな制度は設けられていない、いわゆる除斥という制度、これは民事訴訟法を準用するというところで採用しているわけですが、これも、実際、今申し上げたように、調停の場合ではこの調停委員に対する不満というものが結構あるわけで、途中でもう交代をしてほしい、こういうような声が出てくるのではないだろうか、そういうふうには思っています。

そうした中で、除斥という制度しか設けられていない、この点についてはどうだろうかという気もしております。まあ、忌避というのはなかなか厳しいあれかもしれませんが、場合によっては、みずから交代をする回避というふうなことも運用の中で考えられるのではないかと思います。この点はいかがでしょうか。

○山崎政府参考人 確かに忌避の規定は置いてありません。調停は基本的に話し合いで行っていくということから、忌避のような手続は置かないということでございます。今回の法案に関しまして、基本は話し合いというところにあるわけでございますので、それをベースにいたしまして、

忌避の制度は設けておりません。

ただ、今御指摘のように、どうしても信頼関係が失われてしまうというふうな場合、これはレアケースだろうと思いますが、そういうような場合には、やはり運用上いろいろな工夫をしていただく、交代をすることか、そういうことは柔軟に対応してもらえればというふうな裁判所の方にもお願いをするわけですが、ただ、これは余り濫用いたしますと、結局、自分に合う人が出てくるまでそれを言い続けるということにもなりますので、そういう面の慎重な配慮も必要であるというふうには思っております。

○松野(信)委員 ありがとうございます。

次に、管轄の問題について、ちよつと細かいですが、質問をしたいと思っております。

管轄は第二条にありまして、相手方の住所、居所、営業所もしくは事務所の所在地を管轄する裁判所、こういうふうになっているわけでありまして、最近労働者の人たちが、遠くに出稼ぎに行ったり、いろいろな場所が変わっていたりというふうなこともありますので、余り労働者の人たちが困らないような管轄についての配慮というのがぜひお願いしたいと思っております。営業所もしくは事業所というふうな記載になっておりますが、できるだけこういうものは広く解釈をしてほしいなと。

例えば、支店登録をしていないようなところで勤務をしているという方もおられるし、あるいはもう職員が本場に一人、二人というふうな少数な事業所で働いている人もおられるかもしれない。そういうようなところでも、やはり労働の実態があるということであれば広く事務所と、商業登記にかかわらず、事務所というふうな考えで管轄を認めるべきだというふうには思いますが、この点はいかがでしょうか。

○山崎政府参考人 この管轄の規定でございますけれども、今御指摘のところにその管轄を設けたという趣旨は、労働者が現に就業し、あるいは最後に就業した場所、こういうところにはいろいろ

な資料もあるだろうし、話し合いがやりやすいだろうということで認めたわけでございます。ただいま御指摘のように、小さなところであっても、そういうところに資料等があれば、そこで話し合いを行う、あるいはその裁判をやっていくというところは一番便利なのでございますので、そういうような点で、不都合が起らないような解釈をしてまいりたいというふうには思っております。

○松野(信)委員 さらに、管轄については、例えば賢い企業あたりによつては、入社する際あらかじめ誓約書あたりをとつて、労使の紛争はもう常に本社所在地の裁判所でやるんだ、こういうふうな合意管轄を取りつけてしまっているというふうなことも考えられるわけですが。

そうすると、その合意管轄が優先して、必ず当該企業の本社でないと裁判できないというふうなことになるのは、これはいささか不都合だなという気もいたしますので、そういうような場合にも、例えば移送の規定などもありますので、その辺を活用して、余り労働者の方に不都合のないような運用をお願いしたい、こう思いますが、いかがでしょうか。

○山崎政府参考人 合意管轄につきましては、現在でも問題だろうと思っております。これを無効とする法制は今のところないわけですが、これを前提にして私どもの方ではこの法案の三条という規定を置いておまして、これは、申し立てを受けた裁判所は、事件を処理するために適当と認めるときは、他の管轄裁判所に事件を移送することができるという規定を置いてございます。

したがいまして、就業していたような場所と全然違うようなところに起こされた、本社に起こされたという場合で、やはり相手方が非常に不都合な場合が生ずるという場合には、この規定を利用していただきまして移送をしてもらう、こういうことを考えているわけでございます。

○松野(信)委員 次に、証拠の関係について質問

したいと思いますが、今山崎局長の方からお話ありましたように、就業している場所に証拠があるケースが多いことでありました。

こういう労働紛争、私も弁護士をしておりましてたくさん経験をしておりますが、一般的には、証拠というものは、会社の方、つまり企業の側にあることが大変多いわけで、大体、素人の労働者の方には何も手元に書類が残っていない、こういうのが実際で、まさに証拠偏在になっているわけです。例えばタイムカードとか残業の記録、いろいろな仕事をした記録、そういうものは、全部もう会社にあるというようなことであります。ところが、実際の訴訟あたりでそういう証拠を出しなさいと言ってもなかなか出てこないというようなところもあつて、大変苦労するわけでございます。

今回、この労働審判法につきましては、証拠の關係についても、第十七条で、職権あるいは申し立てが必要と認める証拠調べをすることができ、こういうふうになっていきますので、ぜひ必要な証拠調べはしていただきたい。

先ほど来から申し上げている調停では、とかく証拠を無視して、お互いにもう譲歩しなさい、譲歩しなさい、この調停案をのみなさいというふうな、証拠はさておき、あるいは権利關係はさておきというところが間々見受けられるもので、それから、三回という制約がありますけれども、特にこの権利關係についてはしっかり証拠調べをしていただきたい。

証人尋問を本格的にするとかいうのはなかなか難しいかもしれませんが、例えば文書の取り寄せをする、あるいは証拠を提出させる、こういうようなものはこの三回の期日の中でできるわけですので、そういうこともぜひ実施していただきたいと思っておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

○山崎政府参考人 たいだいま御指摘の点につきましては、この法案の十七条二項に、民事訴訟法の例によるという規定が置かれているわけでございます。

ます。これは、そういう方式をもって行うということをするたつていっているわけでございます。

こういうような中でいろいろな証拠調べの手続が利用されていくわけでございますが、ただ、これは、民事調停でも同じような規定がございますので、やはり話し合いをベースにしてという点がございまして、強制力をもって行うものについては、事柄の性質上、ここに適用にならないというような解釈も行われております。

したがって、限度はあるかと思っておりますけれども、裁判所の運用よろしきを得て、なるべく出せるものを早く出してもらう。これは後でまた訴訟につながるわけでございますから、そこで文書提出命令が行われるということになれば、いざれ出さざるを得ないという問題にもなってくるわけでございますので、そこは運用上の問題として、なるべく多くの証拠が出るような、そういうやり方をしてもらいたいというふうな思っているところでございます。

○松野(信)委員 ぜひそういう方向でお願いしたいと思っております。

これはまだ法案が通っておりませんけれども、例えば地労委あたりでは、労働組合法の改正で証拠提出の命令が出せる、こういうふうにも運用がなってくるようでありまして、ぜひよろしくお願いしたいと思っております。

それから、今回のこの法案、そもそも労働紛争ということで、労働契約の存否について紛争が出た場合に取り上げる、こういうふうになっているわけですから、ところが、実際は労働契約というふうなうたつていない場合も多いわけで、例えば業務委託契約とか請負契約とか委任契約とかそういうふうな、形式はそういう形式をとっておりながら、実質的には、指揮監督、こういう命令の關係に置かれている、そういう労働關係もあるわけですから、形式的な契約文にこだわらずに、実質的にそういう雇用關係が認められればこの労働審判で取り上げてこれはしかるべきだというふうに思いますが、この点はいかがでしょうか。

○山崎政府参考人 この点は、この法案の一条に書かれているわけでございますけれども、労働契約の存否その他労働關係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争でございますので、契約のみならず、その労働關係の民事紛争、こういうものについて取り上げる、こういう構造になっていると思っております。

○松野(信)委員 時間が参りましたのでもう終わりたいと思いますが、冒頭申し上げたように、この労働審判法に対する期待というものは大変大きなものがあると思っております。

少し事件は違いますが、民事訴訟法三百六十八条の少額訴訟事件、これは六十万円の訴額について扱っているわけですが、これも調べましたら、平成十年には八千三百四十八件取り扱っていたのが、平成十四年には一万七千八百一十一件ということで大変ふえています。要するに、これは一回結審で判決を下すということで、事案によっては、権利關係がもうはつきりしているようなものについてはスピーディーに処理をしてくれ、そういうような要請も大変強い。ですから、こういう少額訴訟も大変ふえていることになると思います。

今回の労働審判が、権利關係がはつきりしているものについてはスピーディーに解決いきますように、ぜひとも人的、物的な面で運用をよろしくお願ひしたい、こういうことを最後に申し上げて、質問を終わります。

○柳本委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○柳本委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、内閣提出、知的財産高等裁判所設置法案について採決いたします。

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、裁判所法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、労働審判法案について採決いたします。

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、労働審判法案について採決いたします。

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、労働審判法案について採決いたします。

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、労働審判法案について採決いたします。

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、労働審判法案について採決いたします。

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、労働審判法案について採決いたします。

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、労働審判法案について採決いたします。

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、労働審判法案について採決いたします。

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、労働審判法案について採決いたします。

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、労働審判法案について採決いたします。

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、労働審判法案について採決いたします。

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、労働審判法案について採決いたします。

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、労働審判法案について採決いたします。

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、労働審判法案について採決いたします。

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、労働審判法案について採決いたします。

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、労働審判法案について採決いたします。

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、労働審判法案について採決いたします。

○柳本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

て、労働参審制の導入の当否について検討すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○柳本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

下村博文君外二名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○柳本委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。野沢法務大臣。

○野沢国務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。また、最高裁判所にも本附帯決議の趣旨を伝えたいと存じます。以上です。

○柳本委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○柳本委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十五分散会